

第 4 章 分野別施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

女性問題については、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機として、取組が進められてきました。

国においては、1985 年（昭和 60 年）の「女子差別撤廃条約」*の批准以降、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等が進められてきました。

県では、2003 年（平成 15 年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定、翌年には「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女基本計画」という。）を策定し、取り組んできました。

これまでの取組を通して、男女の地位の不平等感や性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっています。しかし、社会全体としては、女性の参画が進まない分野があるなど不平等感や性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っており、引き続き男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

「男女基本計画」は、各施策の検証結果を反映しつつ、それまでの実績を評価し、新たな課題に対応するため 5 年ごとに計画を見直し、男女共同参画社会づくりを推進していきます。

「女性に対する暴力の根絶」については、「男女基本計画」においても主要課題の一つとしていますが、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことから、県としても 2006 年（平成 18 年）に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し施策を推進しています。男女基本計画と同様に 5 年ごとに見直し施策を推進していきます。

また、「配偶者暴力相談支援センター」*としての機能を併せ持つ「県女性相談センター」*と「県事務所福祉課」において、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、ドメスティック・バイオレンス*（「以下「DV」という。）被害者の保護支援も実施しています。

DVは、その発見が困難なため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、10代・20代の時に交際相手から暴力を振るわれたことがあるという女性も少なくなく、DVは婚姻関係、年齢を問わず起きています。

こうした背景もあり、「配偶者暴力相談支援センター」、市町村福祉担当窓口における配偶者等からの暴力の相談件数は、年々増加傾向にあります。

職場においては、男女の待遇に差があるだけでなく、セクハラ*やマタニティ・

ハラスメント※（以下「マタハラ」という。）により、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりしている問題が大きくなっています。

さらに、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネス※など、性犯罪や売買春など問題が多様化しています。

今後、あらゆる層へ啓発することにより、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が、前回（2017年（平成29年）実施）、前々回（2012年（平成24年）実施）と同様に高くなっています。

また、DV、セクハラやマタハラに対する関心は、前回より高くなっており、新たに項目とした性犯罪や売買春についての関心も、高い割合になっています。

こうしたことから、引き続き男女平等意識の高揚が望まれます。

(2) 施策の方向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

1) 人権尊重意識の確立と擁護

男女間の不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因といえます。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力（DV、セクハラ、マタハラ、性犯罪、売買春等）を許さない社会環境づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」など啓発活動に努めます。また、女性に対する暴力の被害救済のため、「配偶者暴力相談支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」※等の相談窓口の周知、各種広報活動を行います。

3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「男性の方が優遇されている」や「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は、少しずつ薄れつつありますが、まだその解消には至っていないため、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するなど、様々な機会や媒体の活用により、地域社会に向けて啓発活動を進めます。

4) 「男女共同参画」社会の更なる推進

すべての県民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立

場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指して、これまでの男性を中心とする働き方を見直すとともに、県民や事業者に対し、相談、支援や啓発を行っていきます。

5) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

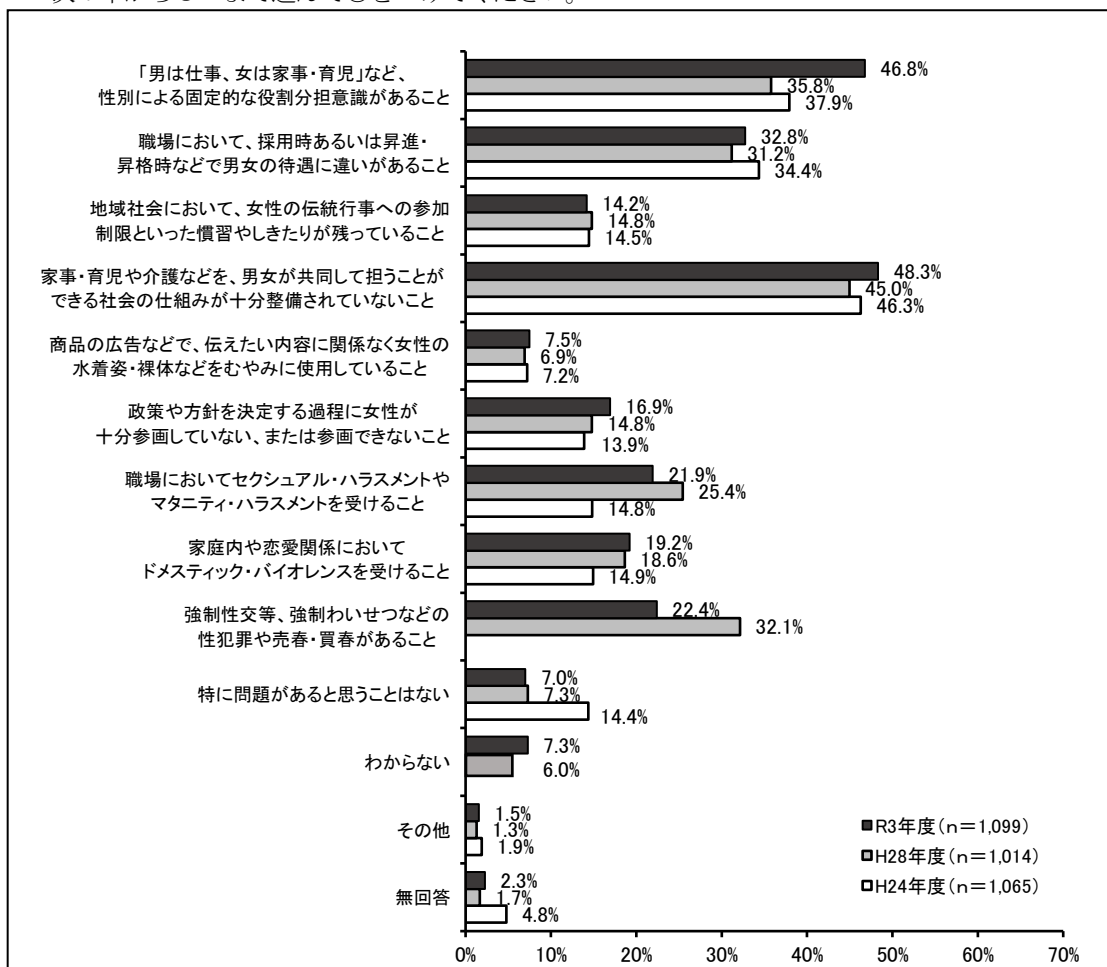
学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通して、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

具体的には、安易に性別で区別したり、「男のくせに」「女のくせに」といった偏見や男女格差を生み出したりすることがないように努め、子どもたち一人ひとりがその能力を十分発揮し、お互いを認め合い、共に生きることができる男女平等の考え方がいきわたった教育環境の整備に努めます。

また、各教科（道徳を含む）・特別活動・総合的な学習の時間などでの取組を充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実や、職業体験やインターンシップ[※]の活動の提供などにより、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

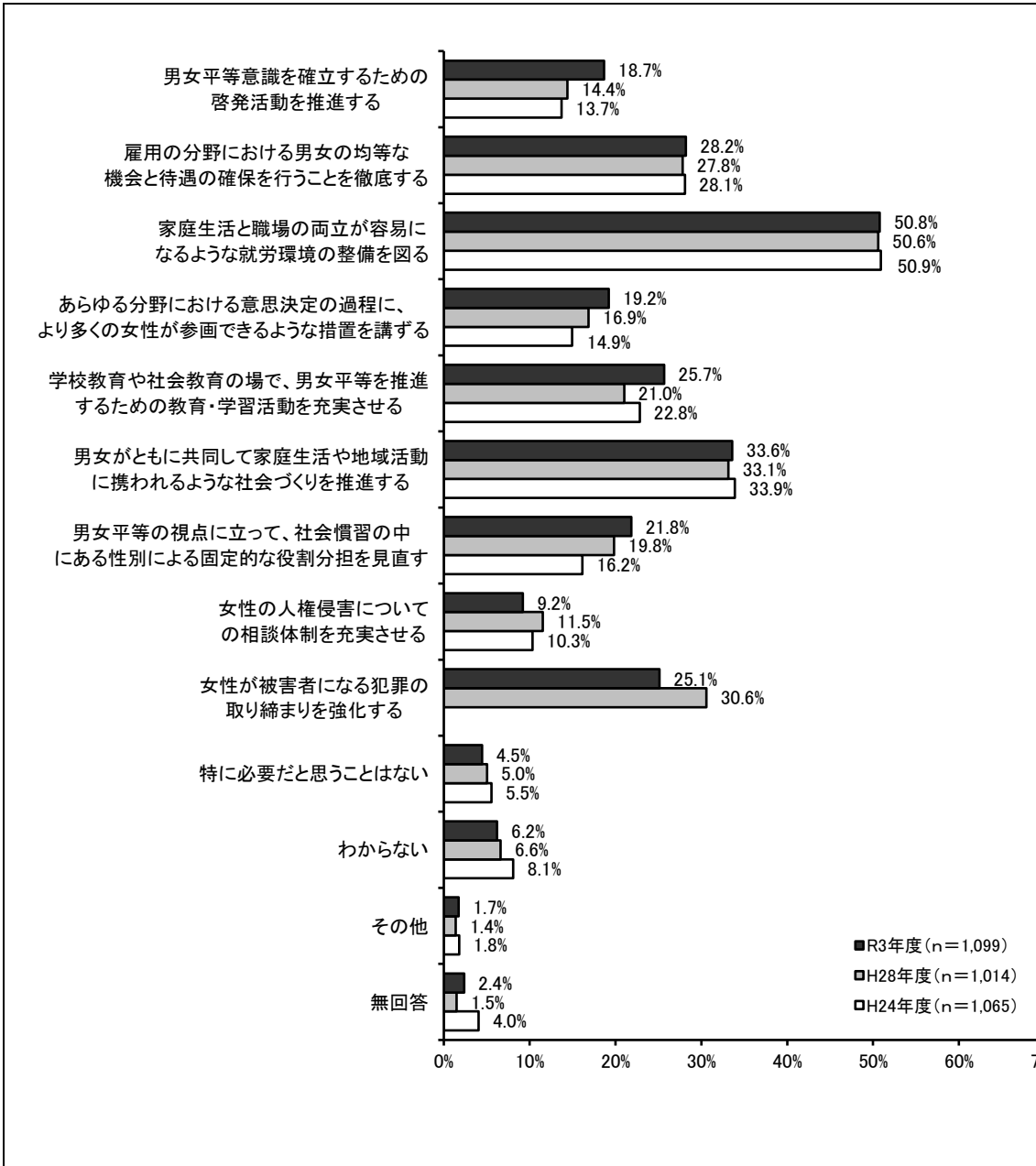
■ 女性の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■ 女性の人権を尊重していくために必要なこと

Q 女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から3つまで選んで○をつけてください。



2 子ども

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などによる家庭の教育力の低下及び地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

こうした背景から、2009年（平成21年）4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「子どもの人権問題」への関心は32.8%と最も高くなっており、多くの人は、「いじめ」や「家庭での虐待」などに問題があるとしてとらえています。

このような中、子どもに関する相談については児童相談所が対応することとされてきましたが、2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、2005年（平成17年）4月1日から市町村が児童家庭相談に応じることが法律で明確化されました。

そして2006年度（平成18年度）までに県内全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、各市町村における児童虐待相談への対応を行っています。

また、2008年（平成20年）に、児童福祉施設に入所している児童等に対する養育者（施設職員等）による加害行為から児童を守るため、児童福祉法において、「被措置児童等虐待の防止等」について規定されました。

2016年（平成28年）には、さらに「児童福祉法」が改正されたことにより、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のより一層の強化を図るために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

このような状況の中、2020年度（令和2年度）中に県内の子ども相談センター※が対応した児童虐待の相談対応件数は、2,268件で、過去最高となった2019年度（令和元年度）の2,280件から高止まりとなりました。

県民の関心の高まりや関係機関の連携の向上などにより、比較的軽微な段階で早めに認知又は相談、通告がされるようになったことから近年相談対応件数が増加してきております。

児童虐待相談対応件数が増加する中で、子ども相談センターに児童福祉司及び児童心理司を適正に配置し、研修などによりその資質の向上を図るなど、多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

全国的には児童が虐待死するなど重篤な事件が後を絶たない中、社会全体でこの問題に対して取り組む意識が必要であり、地域全体で子どもや保護者を見守

り、支え、虐待が疑われる場合には関係機関に通報することが求められています。

県では、2007年（平成19年）3月に施行した「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」や2015年（平成27年）3月に改定した「第3次岐阜県少子化対策基本計画」、2021年（令和3年）3月に改定した「第4次岐阜県青少年健全育成計画」等に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進しています。

今後はさらに、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、共に支え合いながら、安心して健やかに暮らしていける岐阜県を目指し、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業、労働者、市町村、県が連携しながらそれぞれの立場で取り組んでいきます。

また、社会生活を営む上で困難を有する青少年に対し、一人一人の困難な状況に応じた適切な支援を実施するため、各機関が連携した総合的・継続的な支援体制を強化する必要があります。

(2) 施策の方向

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、県民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などと連携を図りながら施策を推進します。

1) 子どもの人権を尊重する啓発活動

県民一人ひとりに子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、児童福祉週間を中心にあらゆる機会を通して、関係機関や団体の協力を得ながら児童の権利に関する条約^{*}、宣言等の趣旨を周知徹底するなど、子どもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、保育所や認定こども園においては、人権を大切にする心を育てるという観点から、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基本として、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

また、人権を大切にする心を育てる保育を一層推進するため、保育所職員に対する研修を充実します。

3) 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、2005年（平成17年）4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。

そのため、県内の全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、要保護児童についての相談を、より身近な市町村で行える体制が整いました。この相談体制が円滑に機能できるよう、個別ケースへの対応方法や関係機関との連携のあり方等について、積極的に支援します。

また、子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤルにより通報や相談を的確に受け付けるとともに、子ども相談センターに児童福祉司を適正に配置するなど、年々多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実します。

4) 児童虐待等の被害者(児)への支援

子どもに虐待を加えた保護者及び子どもに対して、家族の再統合を目指すプログラムを実施することにより、子どもが健全に育つことのできる生活環境を確保します。

また、児童養護施設入所児童に対しては、夏休みの一定期間及び週末や学校等の休業期間を利用して、温かい家庭生活が体験できる一般家庭での里親体験事業を行います。

さらに、「身元保証人確保対策事業」等により、施設等退所者が社会的に自立した生活を営むことができるよう引き続き支援します。

5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをはぐくむには、家庭、地域社会、学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、良好な社会環境づくりを進めていく必要があります。

「岐阜県青少年健全育成条例」では、大人による青少年の健全な育成を阻害する行為に係る規制等について定めていますが、規制対象店舗等への立入調査や、違反者に対する取締りにより条例遵守の徹底を図ります。

さらに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）や、子ども・若者育成支援推進強調月間（毎年11月）を通じ、青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

また、県が設置している青少年相談機関「青少年SOSセンター」*では、青少年やその保護者からの悩みごと相談を受け付けているところであり、相談員の資質向上、市町村や関係機関との連携強化に努め、相談機能の更なる充実を図ります。

6) 学校等におけるいじめ、体罰など暴力行為防止に向けた対応の強化

いじめは、すべての児童・生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。

すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、次の事に取り組めます。

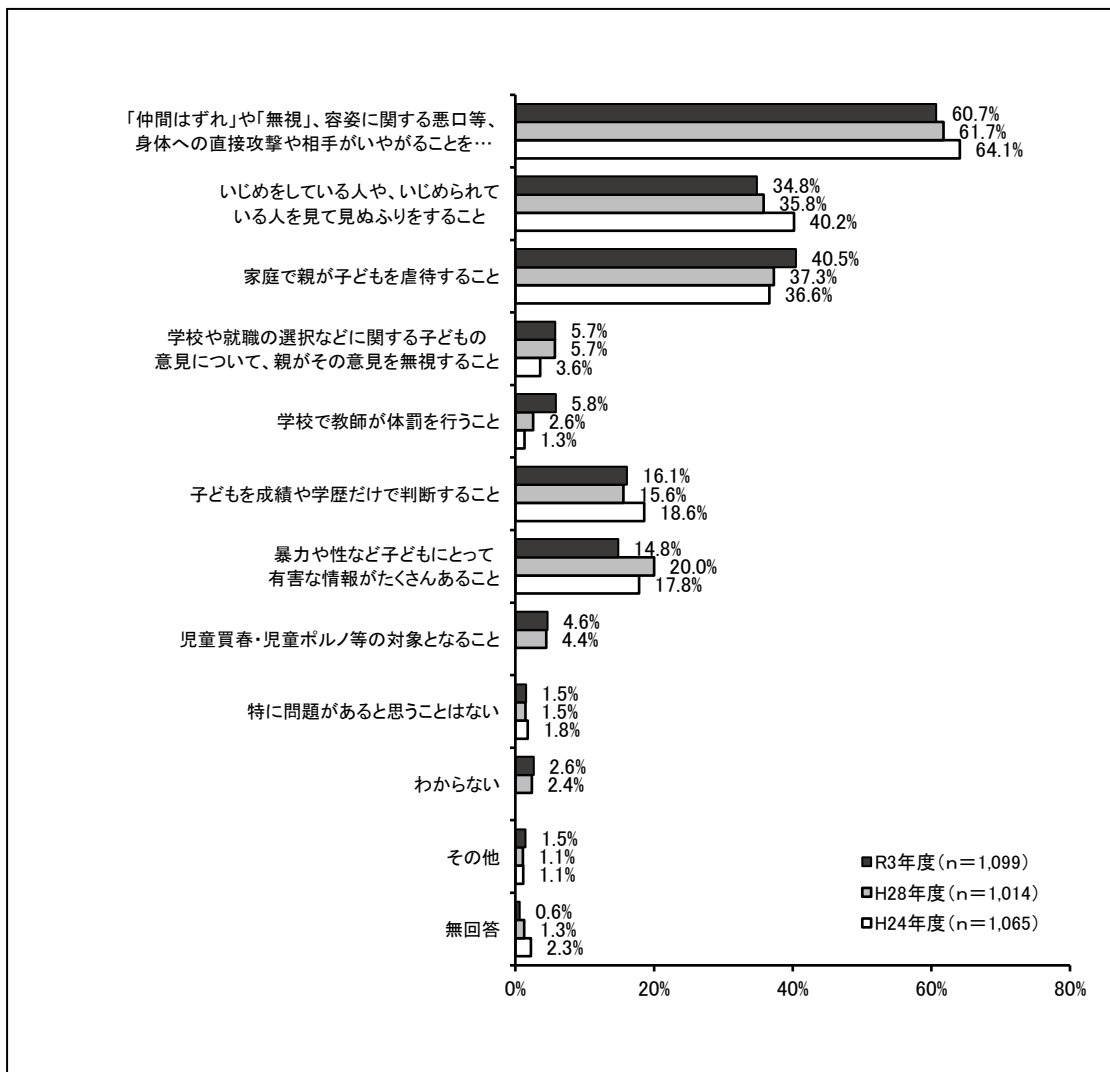
- ・複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、いじめの防止等にかかわる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携した体制の整備を図る。
- ・豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、すべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進することにより未然防止を図る。
- ・いじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の

取組の充実を図る。

- ・スクールカウンセラー*等の配置、専門家の派遣等により早期発見、早期対応を図る。
- ・暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童・生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。
- ・いじめや体罰により生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、事実関係を明確にするための調査を行い、必要に応じて再調査を行い、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

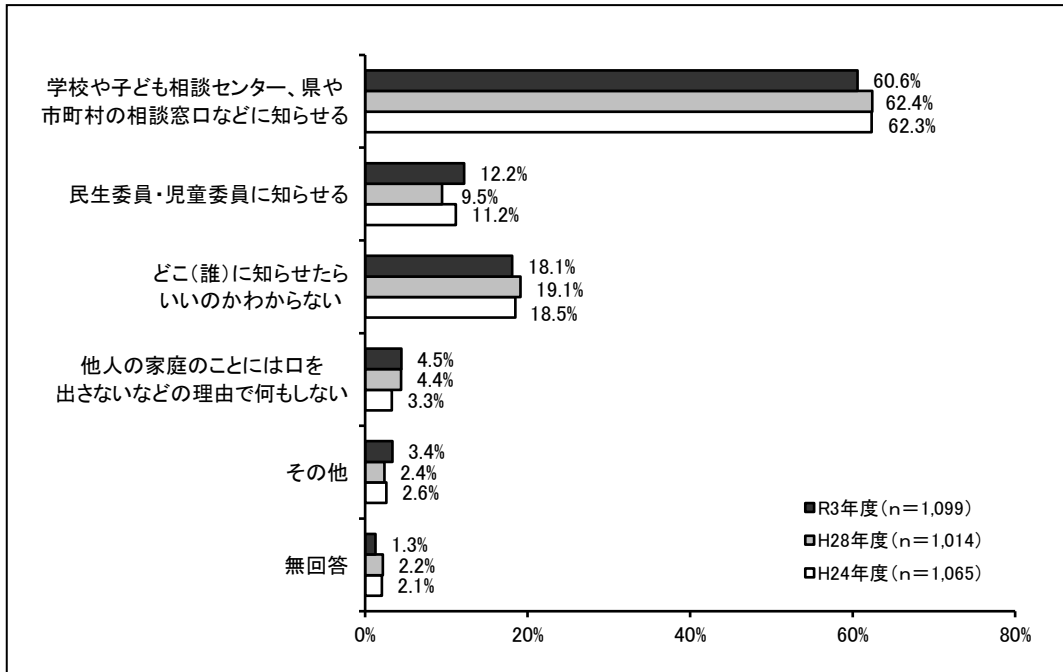
■ 子どもの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



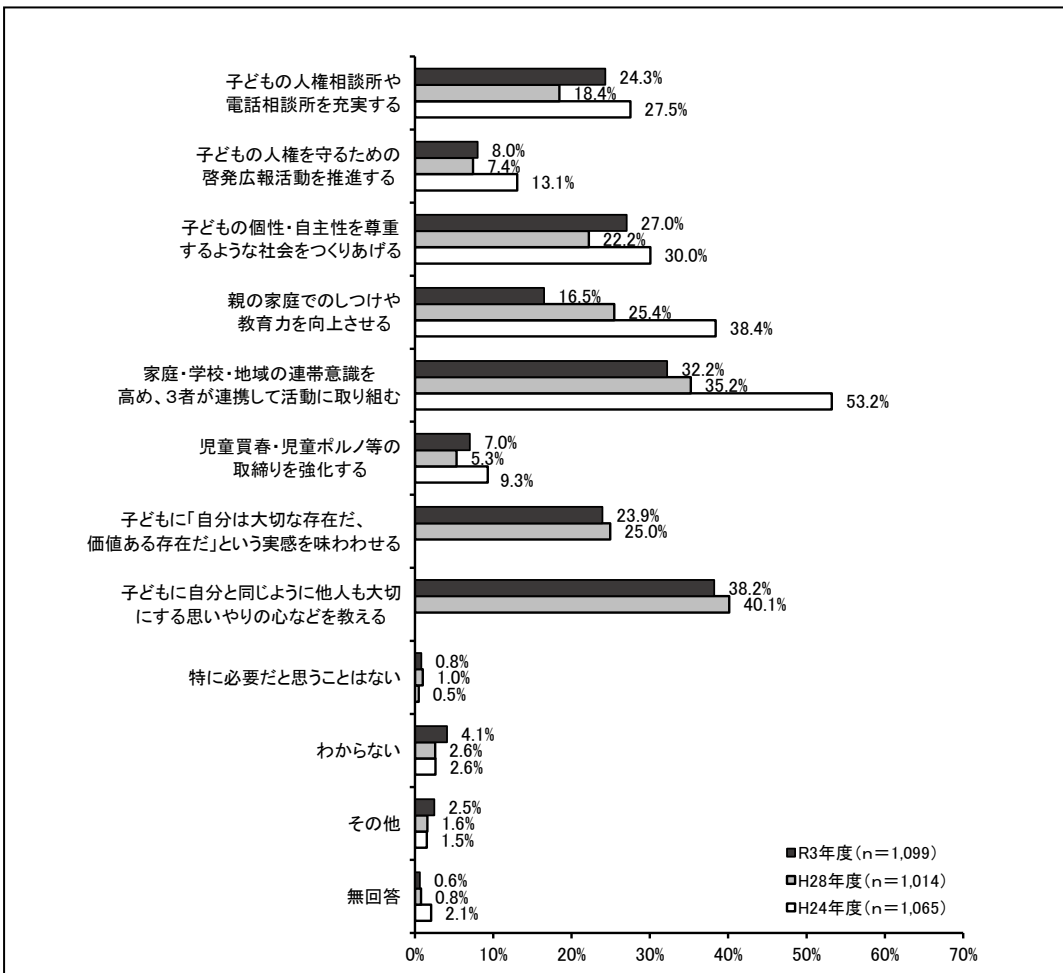
■ 児童虐待を発見したときの対応

Q あなたが児童虐待を発見したらどうされますか。
次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 子どもの人権を尊重するために必要なこと

Q 子どもの人権を尊重するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から2つまで選んで○をつけてください。



3 高齢者

(1) 現状と課題

岐阜県の人口は、平成16年の2,117,998人をピークとして減少に転じ、令和2年10月1日時点の国勢調査人口では1,978,742人となっています。65歳以上人口は、平成16年10月1日時点で427,435人で、人口全体に対する比率（以下「高齢者人口比率」という。）は20.2%でした。

岐阜県が行った将来人口の推計によると、令和7年（2025年）は人口が1,891,755人、うち65歳以上人口は603,296人、高齢者人口比率31.9%となります。

65歳以上人口は、令和3年（2021年）の603,902人をピークに減少しますが、75歳以上人口はその後も増加し、令和12年には369,923人に達する見込みです。人口全体は引き続き減少するため、高齢者人口比率はその後も増加を続け、令和17年（2035年）には35.2%、令和27年（2045年）には40.1%になると推計されています。

高齢者のみの世帯が今後増加し、2040年（令和22年）には全世帯に占める割合が約31.4%に達するとともに、一人暮らし高齢者は、その後も増加し続けると見込まれています。

また、健康な高齢者も増加しているため、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況の下、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」^{*}の構築に向けた取組を進めることが重要とされています。

一方、介護現場を支える介護人材の不足といった課題も継続しています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通してその擁護に努めてきましたが、近年、人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、身体の拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや特殊詐欺による被害が増加するなどの新たな課題が生じています。

2006年（平成18年）4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者の尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための施策が求められています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「高齢者の人権問題」への関心度は22.8%と高く、「経済的に自立が困難なこと」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「悪徳商法の被害が多いこと」などの問題があるとらえています。

(2) 施策の方向

地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援がお互いに連携し、一体的に提供される環境「地域包括ケアシステム」を基本理念とした「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進していくことにより高齢者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

1) 高齢者の人権を尊重する啓発活動

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するには、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発を行っていきます。

学校では、高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設けるなどして、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくむとともに、様々な生きた知識や人間としての生き方などを学ぶことを大切にしています。

2) 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

高齢者虐待については、市町村において防止に取り組んでおり、高齢者虐待防止法などに基づき、虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活ができるよう支援する体制構築等の更なる推進を図ります。

高齢者虐待を防止するためには、早期に高齢者やその養護者の発するSOSを把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や市町村等の関係機関との連携協力を図っていきます。

3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加及び就労を促進するためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験などを活かすことができる、多様な活躍の場づくりを進めることが必要です。

また、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者において、地域社会に貢献する活動に参加いただくとともに、その活動における人材の育成につなげていくことが重要です。

地域社会でいきいきと活躍していただくためには、健康の保持・増進も基本的かつ重要な課題です。

意欲や能力のある高齢者の就労、就農等を支援するとともに、引き続き社会で活躍するための基本的な生活習慣の習得・持続、生活習慣病の予防・改善、生涯学習、さらには文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりや健康づくりを支援します。

4) 福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※(万人向け設計)」の考え方を導入し、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が住

み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通して安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための相談窓口の周知や啓発などを行っていきます。

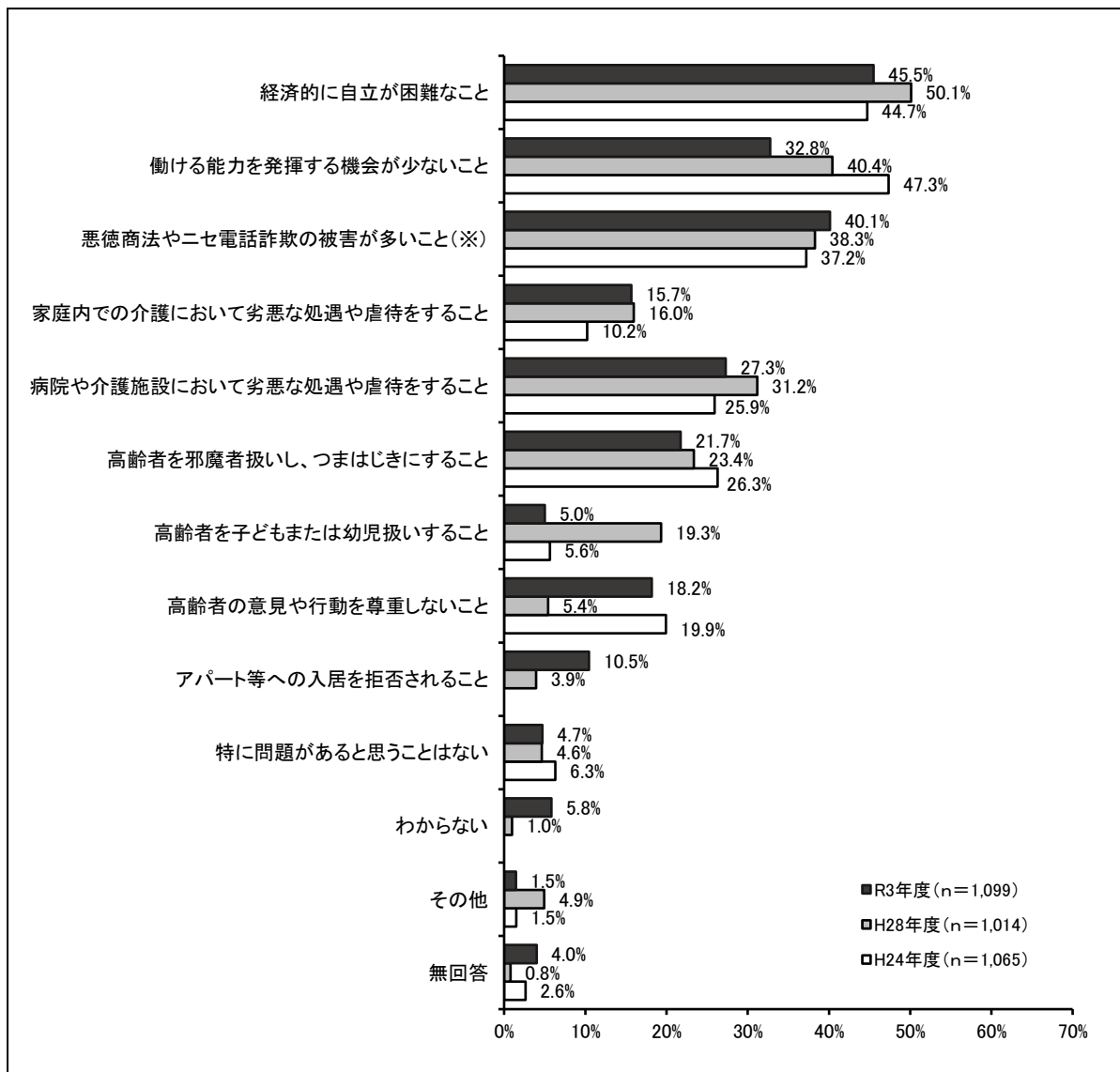
5) 成年後見制度*の適切な運用

認知症高齢者など判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、高齢者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

一人暮らしの高齢者等で判断能力が低下している人に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業*などの活用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう、市町村を中心とした地域連携ネットワークの構築等を支援します。

■ 高齢者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



※前回調査では「悪徳商法の被害が多いこと」としている。

4 障がい者

(1) 現状と課題

1) 国の動向

我が国は、2007年（平成19年）に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」※に署名し、一連の国内法整備を経て2014年（平成26年）に批准しました。

この条約に則り2016年（平成28年）4月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と障がい者から何らかの配慮を求められた場合、「合理的配慮（負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと）」の不提供の禁止が求められています。2021年（令和3年）5月の同法改正により、今後、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化が求められることとなります。

上記のほか、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設ける「障害者総合支援法」（2016年（平成28年）4月施行）、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築の推進等を目的とする「児童福祉法」の改正（2016年（平成28年）4月施行）、障がい者の就業機会の拡大を目的とする「障害者雇用促進法」の改正（2019年（令和元年）6月施行）など、障がい者を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

2) 県の取組

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

本県では、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、2016年（平成28年）4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、2018年（平成30年）4月には「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割を明記し、障がい者関係団体は自ら主体的に障がい者に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に向けた取組を推進しています。

また、2012年（平成24年）10月に、障がい者虐待に関する通報又は相談等の対応を行う「岐阜県障害者権利擁護センター」※、2016年（平成28年）4月には、障がいを理由とする差別に関する相談対応、障害者差別解消法の普及・啓発等を行う「岐阜県障がい者差別解消支援センター」※をそれぞれ設置し、障がい者の人権問題への対応を行っています。

さらに、県民、障がい者関係団体等からなる「障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり県民会議」を設置し、共生社会実現のための施策の検討・推進を行っています。

障がいのある児童・生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいがある

人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取組を一層推進する必要があります。これまで、新たな学びの場として、軽度知的障がいのある生徒を対象とする高等特別支援学校（総合産業科）の開校、岐阜地域と西濃地域に一般企業等への就労を目指して職業訓練を中心的に行う新しいタイプの特別支援学校を開校しました。

なお、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「障害者差別解消法の認知度」は、「内容を含めて知っている」、「名前を知っている」を合わせて32.2%となっており、さらなる法律の普及啓発が必要です。また、「障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するために必要なこと」は、「障がいの特性や障がいのある人への理解促進」、「障がいのある人への就労機会確保」、「福祉サービスの充実やグループホーム等の施設整備の促進」の回答割合が高くなっています。障がい者が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がい者の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

さらに、重度の障がい者など一般の就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

(2) 施策の方向

上述の障害者権利条約の批准及び障がい者に関する各種国内法の整備など、障がい者施策のめまぐるしい変化に的確に対応し、障がい者施策を総合的に推進していくため、2021年（令和3年）3月に第3期「岐阜県障がい者総合支援プラン」を策定しました。

このプランの基本目標である「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』」に向けて、障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、障害福祉サービスの質・量の充実のほか、心のバリアの解消や障がい者の社会参加のための施策を推進し、障がい者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

1) 障がい者の人権を尊重する啓発活動

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進及び県民の障がい者に対する理解の促進に努めます。

そのために、「県民大会」、「障がい者ふれあい福祉フェア」、「こころの健康フェスティバル」等の各種イベントの開催、シンポジウムや研修などの普及・啓発事業、相談機関の周知などを関係機関と連携して行います。

2) 障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応の推進

障がい者への虐待については、引き続き、障害者権利擁護センター、市町村、岐阜労働局その他関係機関と連携して、予防、早期発見、早期対応に努めていきます。

虐待通報への第一義的な対応窓口である市町村の対応力の向上を図るため、県社会福祉士会、県弁護士会等と連携して、市町村の求めに応じ、社会福祉士、弁護士等からなる支援チームを派遣します。

3) 障がい者の社会参加の促進

障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進するため、障がいの者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。2024年度（令和6年度）には、本県で「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭の統一名称）が開催されることから、これを契機として、障がい者のさらなる社会参加の促進、芸術文化活動の推進を図ります。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないよう、事業者や県民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

就労を希望する障がい者が、その適性或能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所を確保するとともに、圏域ごとの障害者自立支援推進会議を活用し、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援します。

特別支援学校においても、職業教育の充実と就労支援の強化のため、各地域の状況に応じた高等特別支援学校機能の整備を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。

障がい者の雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう、「障害者雇用支援月間」を中心とした、事業主に対する障がい者雇用の啓発活動などを行います。

また、一般就労を目指す障がい者と雇用する企業双方のサポートをワンストップで行う拠点として「岐阜県障がい者総合就労支援センター」*を設置し、関係機関と連携しながら、相談、職業訓練、マッチング、就職後の職場定着支援などを行い、障がい者の職業的自立の促進に努めます。

さらに、福祉施策と特別支援学校の就労支援をサポートする「働きたい！応援団ぎふ」登録制度などの教育施策との有機的な連携を図ります。

地域で暮らす障がい者の生活全般について、障がいの特性に応じて支援できるよう人材養成など県内の障害者相談支援事業の充実を図るとともに、市町村の地域自立支援協議会の運営を支援し、地域における障がい者の相談支援体制（ネットワーク）の整備・充実を推進します。

また、自閉症をはじめとする発達障がい児（者）等の対応については、発達障害者支援センター*において、専門的な相談支援を行います。

4) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン*（万人向け設計）」の考え方を導入し、障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民の障がい者に対する正しい理解を普及・啓発します。

5) 成年後見制度*の適切な運用

判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、障がい者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業*などの活用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう、市町村を中心とした地域連携ネットワークの構築等を支援します。

6) 特別支援教育の充実

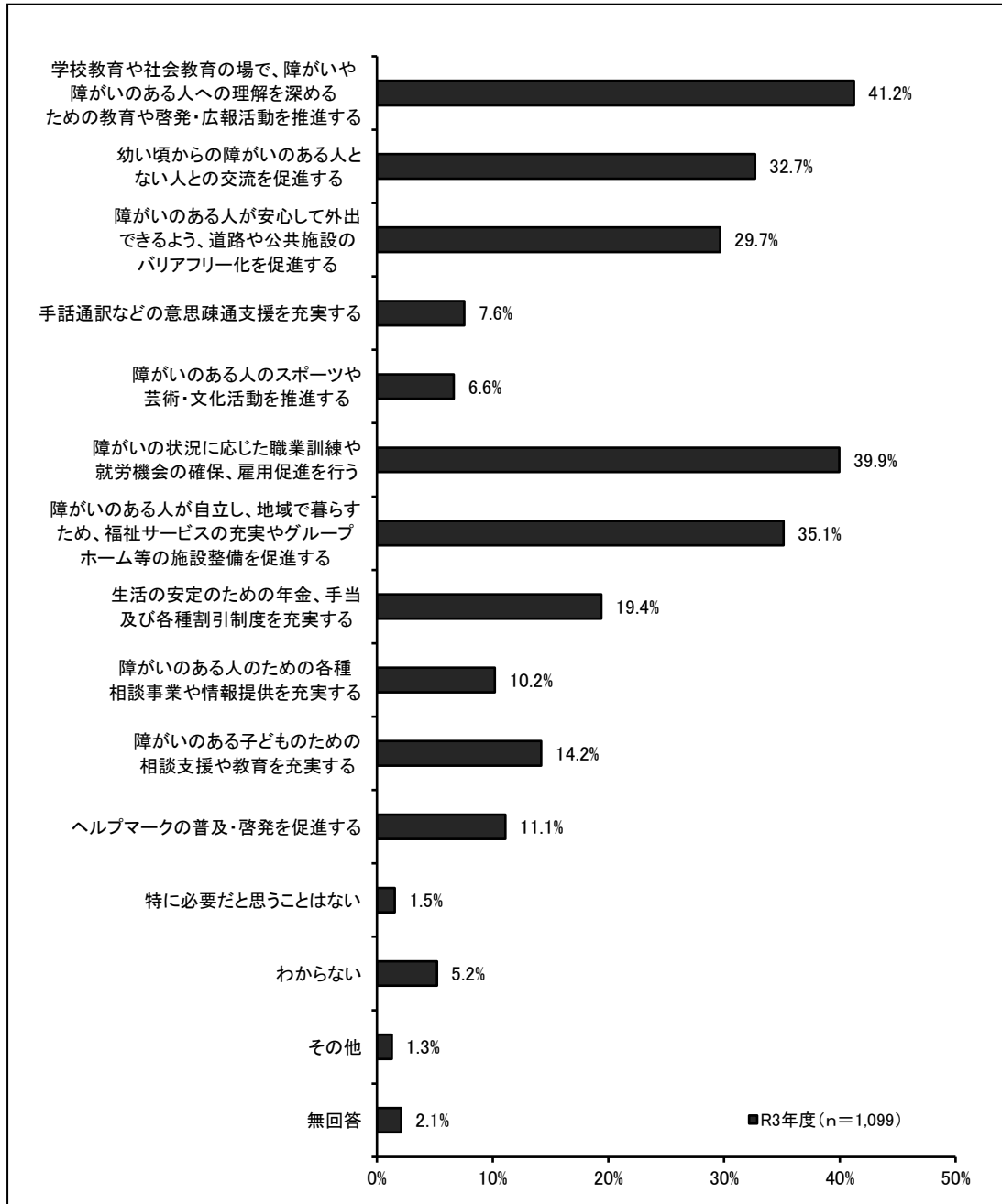
インクルーシブ教育システム*の構築に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。

そのための基盤となる、新たな「学びの場」の整備に取り組みます。

また、特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者のニーズを的確に把握し、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等との交流及び共同学習や地域住民との交流の場を確保し、障がい者に対する理解を促進するなど、子どものうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

■障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するために必要なこと

Q 県は、平成28年4月に、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下、「共生社会」と言います。）の実現に向けた取組みを進めています。障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。（前回調査から大幅に変更しているため、比較はできない。）



5 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

1) 国の動向

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も二度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、33年間、生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が国・県・関係市町村が一体となって実施されてきました。

この取組により生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は急速に進展し、実態的な差別解消に向けた取組として、大きな成果をあげることができました。

1996年（平成8年）に出された国の地域改善対策協議会の意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とされ、国は2002年（平成14年）3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効した後も、人権啓発活動年間強調事項の一つとして、部落差別（同和問題）に引き続き取り組んできました。

そして、2016年（平成28年）には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

部落差別解消推進法第6条に基づき実施した部落差別の実態に係る調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

2) 県の取組

県においては、同和対策審議会答申を指針として、1962年（昭和37年）に設置した岐阜県地方改善促進審議会等の意見を受け、総合的に同和対策を推進してきました。

特に、1969年(昭和44年)の審議会答申を受け、翌年に「岐阜県同和対策事業長期基本計画」を策定してからは、より積極的な同和問題解決のための取組を進めてきました。その結果、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善はほぼ終了しました。

2002年(平成14年)3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効しました。

その前年12月に岐阜県地方改善促進審議会から、「岐阜県における今後の同和行政のあり方について」の答申がなされ、「施策の策定にあたっては、同和問題の解決に真に資するものであるかどうかを基準にして、残された課題を解決していく」ことや、「同和問題を人権教育・啓発の一環として位置づける」ことなどが提言され、この答申に沿った取組を積極的に進めてきました。

こうした取組の成果から、県内では近年問題事例の報告や相談は減りつつあります。しかしながら、「人権に関する県民意識調査」の結果に見られるように、正しい理解が進む一方で、結婚における偏見・差別など、心理的な差別が依然として残っているのが現状です。

また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報不正取得といった問題も起きています。

こうしたことから、「部落差別解消推進法」の基本理念を踏まえ、引き続き、この答申に沿い、生活環境の改善等のための一般施策の活用による取組を進めるとともに、県民一人ひとりが「部落差別解消推進法」に対して正しい理解と認識を深め、部落差別(同和問題)解決への主体的な取組を促進することが必要です。

(2) 施策の方向

1) 教育・啓発の推進

「部落差別解消推進法」を人権教育・人権啓発の一環と捉え、人権問題が「人間の問題」として、県民一人ひとりの心に「響き合い、重なり合う」ような人権教育・人権啓発を推進します。

「部落差別解消推進法」に対する正しい理解と認識が、県民の心に十分に行き届くよう、県民に寄り添い、わかりやすい言葉で語りかける研修会や講演会の開催、各種広報などを通して教育・啓発に取り組みます。

学校では、県内幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校が取り組む「ひびきあい活動」*などを通して行動力の育成を一層充実することで、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高めます。

また、教職員の人権尊重の理念について、経年研修や職務に応じた研修、選択研修等を通して理解を深めるとともに、指導資料を作成し、人権教育と啓発活動の推進に努めます。

2) インターネット上の人権侵害への対応

インターネット上の同和地区名を表示するなどの差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関との連携により、適切な対応に取り組みます。

3) えせ同和行為^{*}の根絶

部落差別（同和問題）を口実に、高額な図書の購入や公共事業に介入するなど不当な要求を行う「えせ同和行為」は、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、部落差別（同和問題）の解決を阻害する大きな要因となっています。県内でも、発生件数は減少傾向にあるものの、2014年（平成26年）と2017年（平成29年）に発生事例が報告されています。

えせ同和行為について、情報の提供や相談体制の強化により、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深め、被害を未然に防ぐよう関係機関等との連携に努めます。

4) 隣保館^{*}活動等の促進

県では、隣保館のある地域とその周辺地域において、隣保館とともに啓発活動や相談活動、教養文化、交流活動を通して、地域住民の社会的、経済的、文化的向上と人権問題の解決に向け、取り組んできました。

今後も、隣保館が地域における福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、地域の人たちが交流を深められる事業の実施など、多様な機能が発揮できるよう支援をします。

5) 公正な採用選考について

企業における人材の採用選考にあたっては、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採用・不採用を決める公正な採用選考システムの確立が望まれます。

県では、公正な採用選考に関する啓発リーフレットの作成、配布や、企業の人事担当者等を対象とした研修会などを開催し、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。

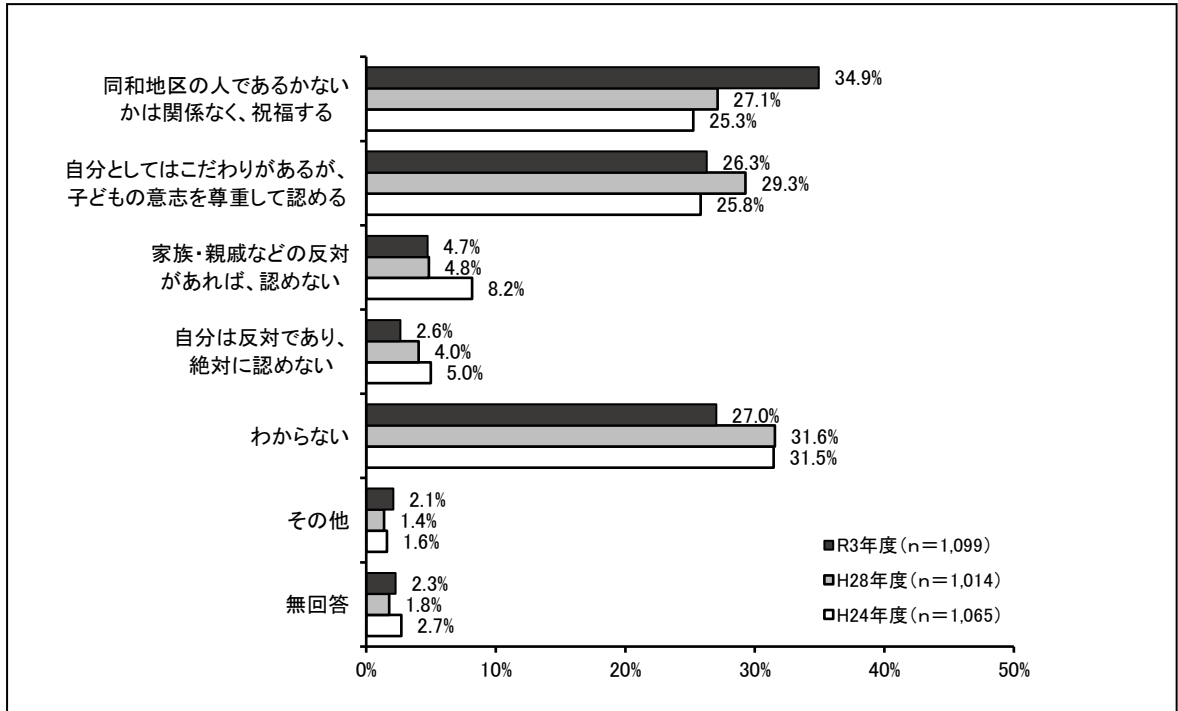
6) 相談体制の充実

部落差別（同和問題）に関する相談に的確に応じるため、岐阜県人権啓発センター^{*}における相談体制の充実を図り、相談窓口の周知に努めます。

地域の身近な相談窓口である隣保館における相談体制の充実、利用の促進を支援します。

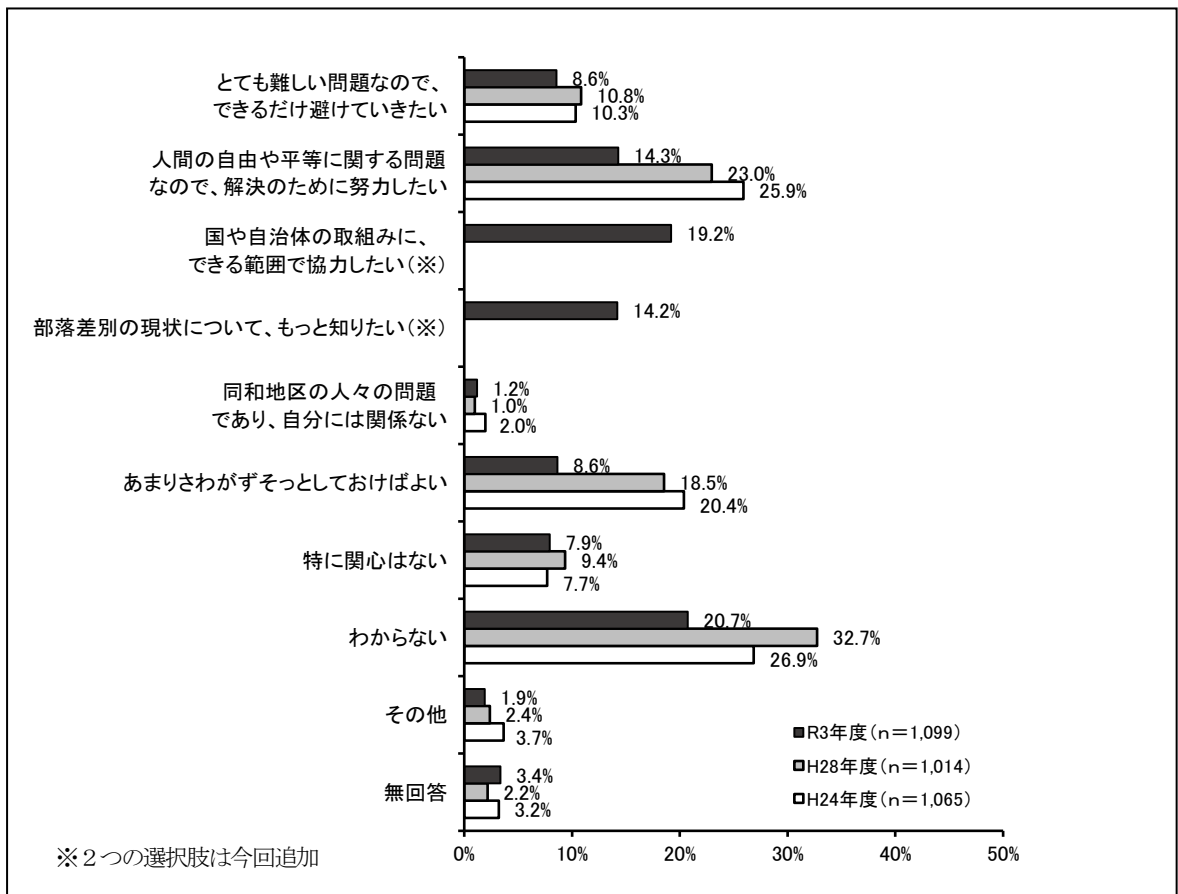
■ 自分の子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応

Q あなたのお子さんが（いらっしやらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。
あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 部落差別（同和問題）についての考え

Q 部落差別（同和問題）について、あなたはどのように考えますか。
あなたの考え方にいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



6 外国人

(1) 現状と課題

県内の在住外国人数は、リーマンショックによる落ち込みはあったものの、2019年（令和元年）には過去最高の60,206人となりました。2020年（令和2年）及び2021年（令和3年）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出入国制限等の影響等により、全国、本県ともに、2019年（令和元年）から減少していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国制限や景気動向などの不確定要素はあるものの、企業における雇用ニーズの高まりや、国において、高度人材の受入れや、留学生の就労拡大などの取組みが進められていることなどから、当面、増加傾向が続くことが予想されます。

こうした中、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、42.9%の人が「言葉や生活習慣が違うため地域社会で受け入れられにくい」、40.3%の人が「外国人についての理解や認識が十分でない」ととらえています。

(2) 施策の方向

新たに岐阜県に定住する外国人の存在や、外国人を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き国際交流や多文化共生に取り組み、外国人の人権を守る社会づくりを進めます。

2022年（令和4年）3月に名称変更とともに改定した「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」に基づき、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、「県民がお互い文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指します。

また、2016年（平成28年）6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ^{*}解消法）に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、人権教育と人権啓発などを通して県民に周知を図ります。

1) 外国人の人権を尊重する啓発活動

国籍や民族、皮膚の色の違いなどにより、社会からの排除や犯罪が増えるなどの誤解や偏見がなくなるよう、国際交流や多文化共生に取り組む団体等と連携して人権尊重の啓発を行います。

近年、街頭やインターネット上で特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが国内で発生しましたが、ヘイトスピーチ解消法に基づき、不当な差別的言動は許されないことの周知を図ります。

2) 多文化共生の推進

多文化共生社会の実現に向け、次の4つの方向性で施策を展開します。

①地域における円滑なコミュニケーションづくり

新型コロナ対応で判明した外国人県民の情報収集経路の複雑性や文化・言語の壁を踏まえ、相互理解に繋がる外国人県民への情報伝達やコミュニケーションづくりに取り組みます。

(行政、企業や外国領事館などの連携による多様な情報伝達チャネル確保、「岐阜県在住外国人相談センター」^{*}による相談、AI翻訳機導入などDXを活用した取組や「やさしい日本語」の普及推進、地域における日本語教室開設運営や教育人材確保、外国人県民の地域社会への参画や児童生徒への多文化共生の意識醸成など)

②外国人材が活躍できる環境づくり

人口減少社会における人材確保を進めていくため、就労と生活支援の両面から外国人材が活躍できる環境づくりに取り組みます。

(「外国人雇用企業相談窓口」^{*}と連携した相談支援、企業の理解を深める取組など外国人材受入企業に対する支援の充実、インターンシップ^{**}や合同企業説明会開催など外国人材に対する県内企業への就労促進など)

③子どもの教育環境づくり (学校生活に適應できる就学環境整備や社会で自立していくための支援)

日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加する中、学校生活に適應できる就学環境整備や社会で自立していくための支援に取り組みます。

(外国人児童生徒の初期指導教室等の開設支援や適應指導員、日本語指導教員の配置など子どもの就学環境の整備、保護者の日本の教育制度理解や将来の具体的ビジョンを描くための職業体験などキャリア教育の充実)

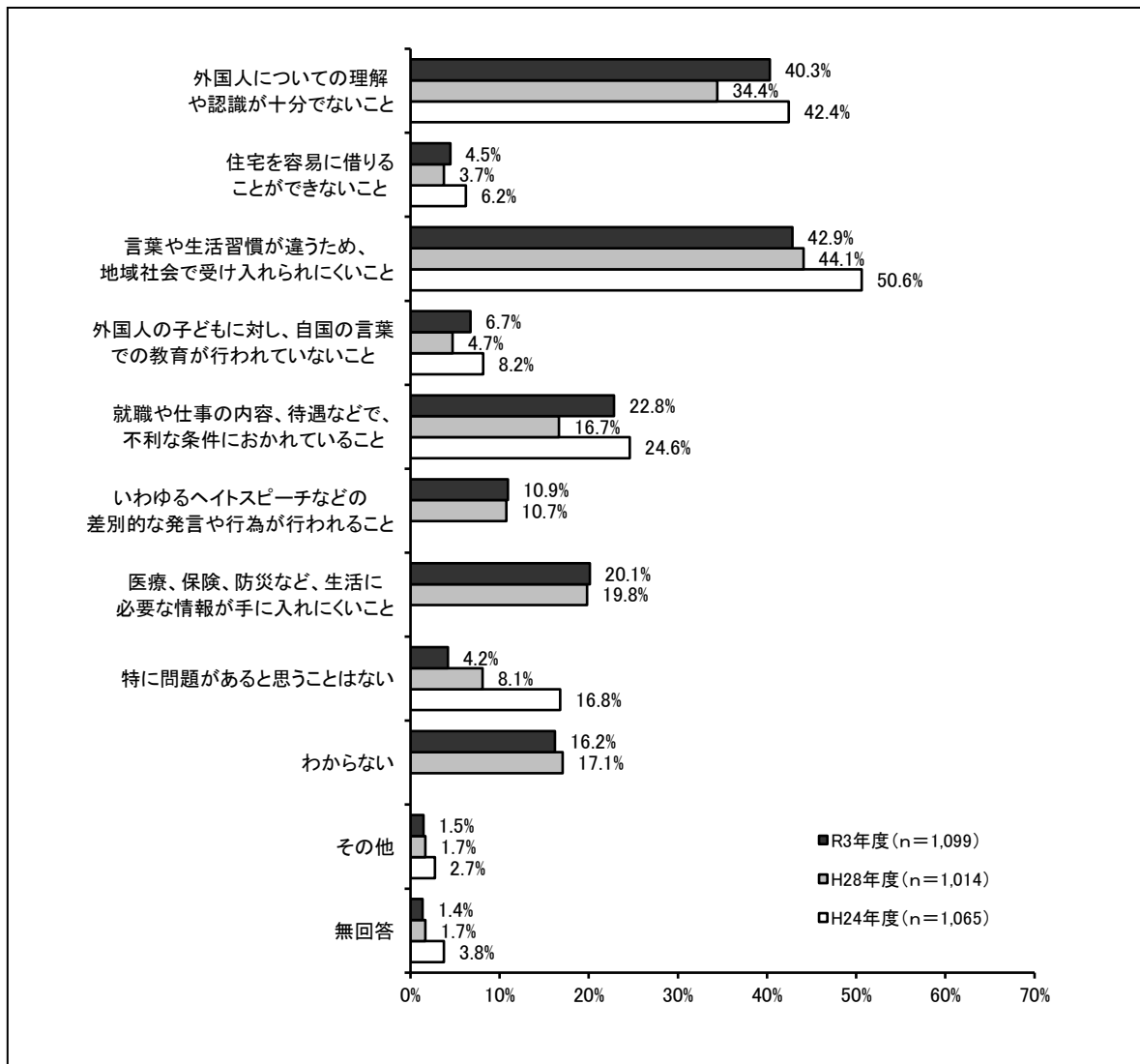
④安全・安心に暮らせる環境づくり

激甚化する気象災害への対応や、安心して医療機関を受診できる体制づくり、子育てしやすい環境づくりなど、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。

(外国人防災リーダー等による防災啓発講座や「災害情報の多言語自動発信システム」^{*}活用促進、SNSによる災害情報の多言語発信など災害時における支援体制の整備、かかりつけ医の設置促進や医療通訳導入への支援など医療体制の充実、子育て情報の多言語での提供や警察署における相談体制強化など生活における安全・安心の確保)

■ 外国人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



7 インターネット上の人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は県民の間に広く定着し、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)*や動画共有サイト等のソーシャルメディア*の利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の簡易さや情報が瞬時にかつ広範に伝わることなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

さらに、インターネットを利用したセクハラ*やパワハラ*等のハラスメント*、外国人、障がい者や部落差別(同和問題)に関する差別的な書き込み等が、大きな問題になっています。

2002年(平成14年)5月に施行された、「プロバイダ責任制限法」*において、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されました。

その後、同法に基づく各種のガイドラインが公表されるとともに、2009年(平成21年)8月に総務省が「違法・有害情報相談センター」*を設置し、法律や各種ガイドライン等の相談を受け付けています。

2022年(令和4年)には、誹謗中傷等を投稿した者の特定や被害者の迅速な救済に向け、新たな手続きを創設する同改正法が施行されました。

関係省庁の相談窓口による適切な助言、通信事業者等の理解と適切な対応が求められます。

県民に対しては、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「インターネットによる人権侵害」への関心は40.2%と高くなっており、「他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」、「SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること」、「被害者や加害者の実名や顔写真等の情報を無断で掲載すること」、「過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたって掲載され続けること」について問題があると考えています。

一方、「個人情報などが流出していること」についても問題があると考えており、企業等団体においては、名誉、信用やプライバシーを守る対策が求められま

す。

さらに、企業等団体のウェブページ、SNSや組織内ネットワークの利用時に、他者のプライバシー侵害、名誉や信用のき損、差別や偏見の助長をしない配慮が必要です。

(2) 施策の方向

県では、インターネットによる人権侵害を防止するため、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解できるよう、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて関係機関と連携しながら啓発に努めます。

1) インターネット上の人権侵害を防止するための啓発の推進

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

インターネット上には、差別的表現等の流布に加え、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイト、コミュニティサイトなど性犯罪などにつながる情報が掲載されています。

このため、岐阜地方法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、こうした情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発し、その相談窓口を周知するなど、適切な対応に取り組みます。

3) 安全・安心なインターネット利用の促進

個人、行政、企業等を問わずインターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報を保護すること等について啓発していきます。

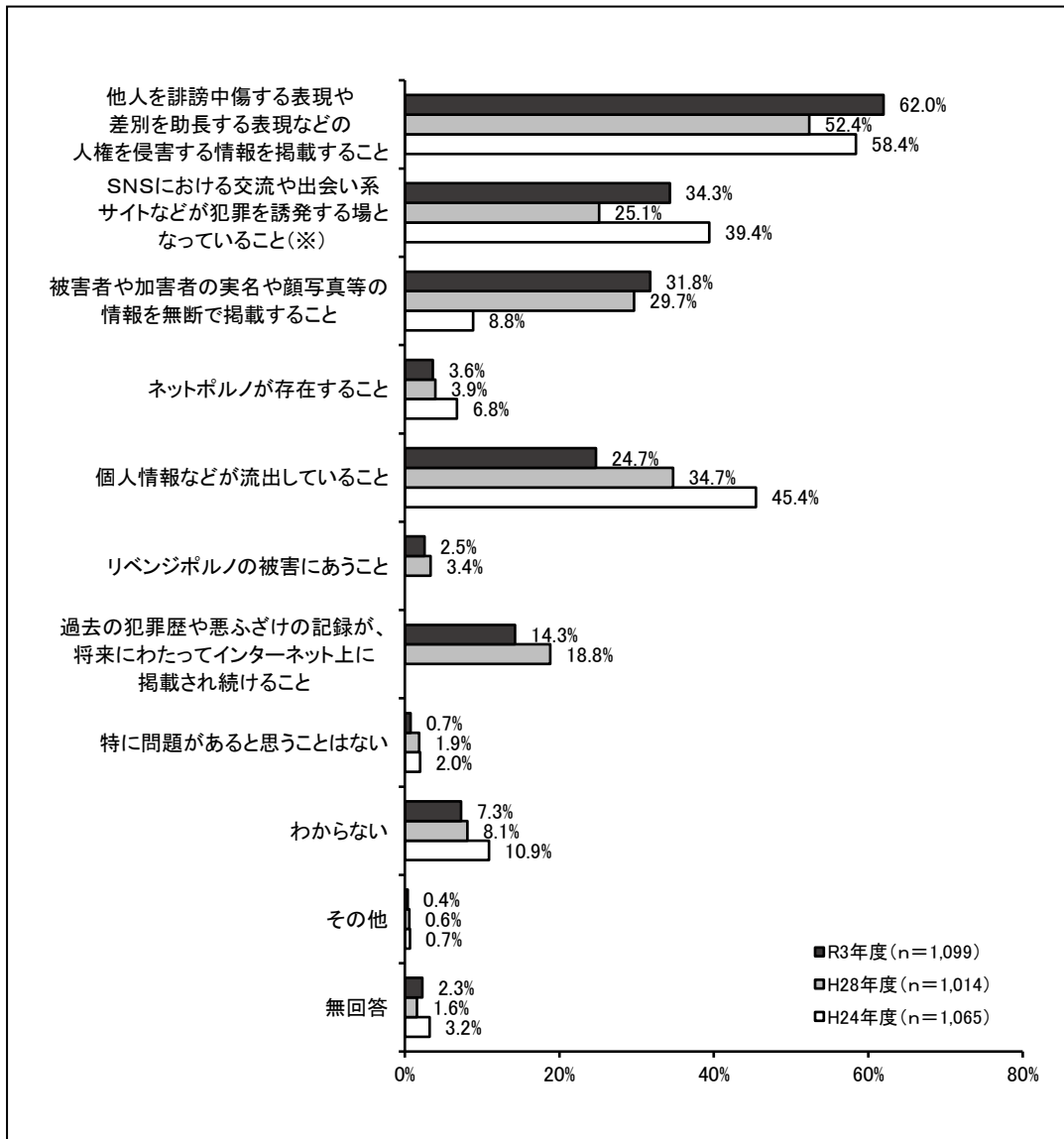
特に児童・生徒をはじめとする青少年及びその家族に対しては、インターネットや携帯電話、スマートフォンに関する望ましい使い方が理解できるよう教育の充実を図ります。

こうした教育・啓発については、関係省庁、教育委員会、警察、通信事業者等と連携しながら取り組みます。

また、青少年のインターネットのトラブルに対応するために、青少年向けの相談窓口の設置やインターネット利用に関する啓発を実施します。

■ インターネットによる人権侵害で、特に問題があると思うこと

Q インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下のの中から2つまで選んで○をつけてください。



※前回は「出会い系サイトなど」犯罪を誘発する場となっていること」としている。

8 感染症患者等

(1) 現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらに新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療関係者等に関わる人権問題が起きています。

2020年（令和2年）に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的にまん延し、同年、日本国内、県内でも感染者が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別（コロナ・ハラスメント^{*}、ワクチン・ハラスメント^{**}）が大きな社会問題となりました。

このような中で、県は2020年（令和2年）に「岐阜県感染症対策基本条例」を制定し、「何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と定めました。今後、新たな感染症が発生・まん延した場合に、正確な情報の発信、関係者の人権配慮を促す啓発、誹謗中傷や差別など被害者への支援が必要です。

性感染症、特にHIV感染症については、まん延防止と感染者に対する治療やケアの充実を図るとともに、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要です。また、検査による早期発見と治療によってエイズ^{**}発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めて偏見や差別を解消するための、正しい知識の普及が必要です。

ハンセン病^{*}に関しては、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止され、2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

感染症については、感染予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及、啓発や必要とされる支援のために関係者が協力していくことが必要です。

(2) 施策の方向

1) 感染症患者全般

2020年（令和2年）に制定した「岐阜県感染症対策基本条例」に基づき、感染症発生時又は疑い事例の発生時には、科学的知見に基づかない消毒等の措置が行われたり、患者の解雇等の雇用問題や風評被害による経済的損失、個人情報に関する不適切な事例等が発生しないよう、患者や関係者等の人権に配慮された施策が行われるよう啓発に努めます。

また、感染症のまん延防止のために法に基づいて必要な措置を行う場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づくことを原則とするなど、適切な手続きが行われるように努めます。

2) HIV感染者*・エイズなど性感染症患者

学校教育においては、発達段階に応じた性感染症教育を通して正しい知識を身につけることにより偏見や差別をなくすとともに、HIV感染の予防の徹底を図ります。

保健所、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、所要の研修を実施します。

HIV感染者・エイズ・その他の性感染症患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、「世界エイズデー」（12月1日）に合わせてキャンペーンを実施するとともに、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。

また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズなど性感染症の正しい知識の普及を図ります。

HIV感染の特性から、相談・検査等保健医療サービスが利用者への説明と本人の同意に基づき提供されることが重要であることから、希望者が容易に相談・検査の機会が得られるように体制の整備を図ります。

3) ハンセン病患者等

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。また、療養所での生活を余儀なくされている患者等の人々に対して、故郷との絆の復旧と福祉の向上に努めます。

ハンセン病を正しく理解するための講演会や高校生のための副読本等の教育・啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

ハンセン病患者等の高齢化に伴い、故郷への想いが一層強くなっている入所者に対して、一人ひとりの要望に基づいて、故郷との交流、里帰りや施設訪問等をきめ細かく積極的に進めます。

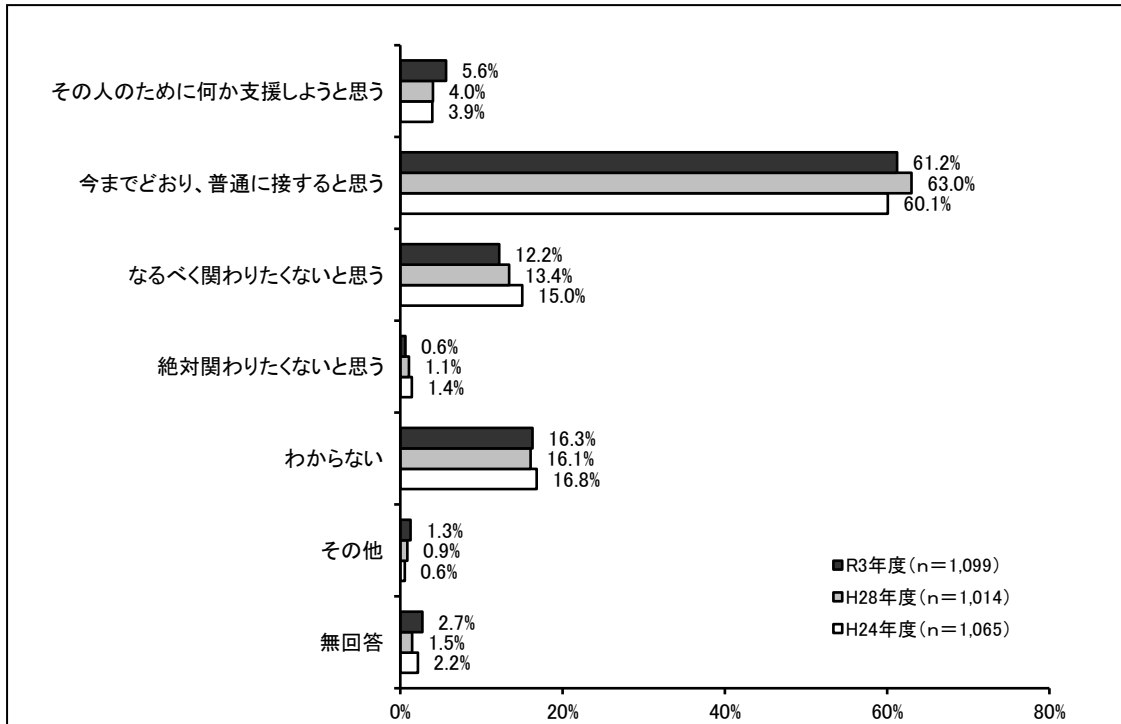
4) 新型コロナウイルス感染者等

新型コロナウイルス感染症または今後発生した場合の類似感染症に関する情報収集や提供、感染予防対策など知識の普及・啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症のまん延過程で発生した例や経験を基に、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別の解消のため、啓発を行うとともに、人権侵害に対する相談・支援体制の強化、必要に応じてSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）*をはじめインターネット上での人権侵害の監視（侵害の程度により関係機関へ通報）等を実施します。

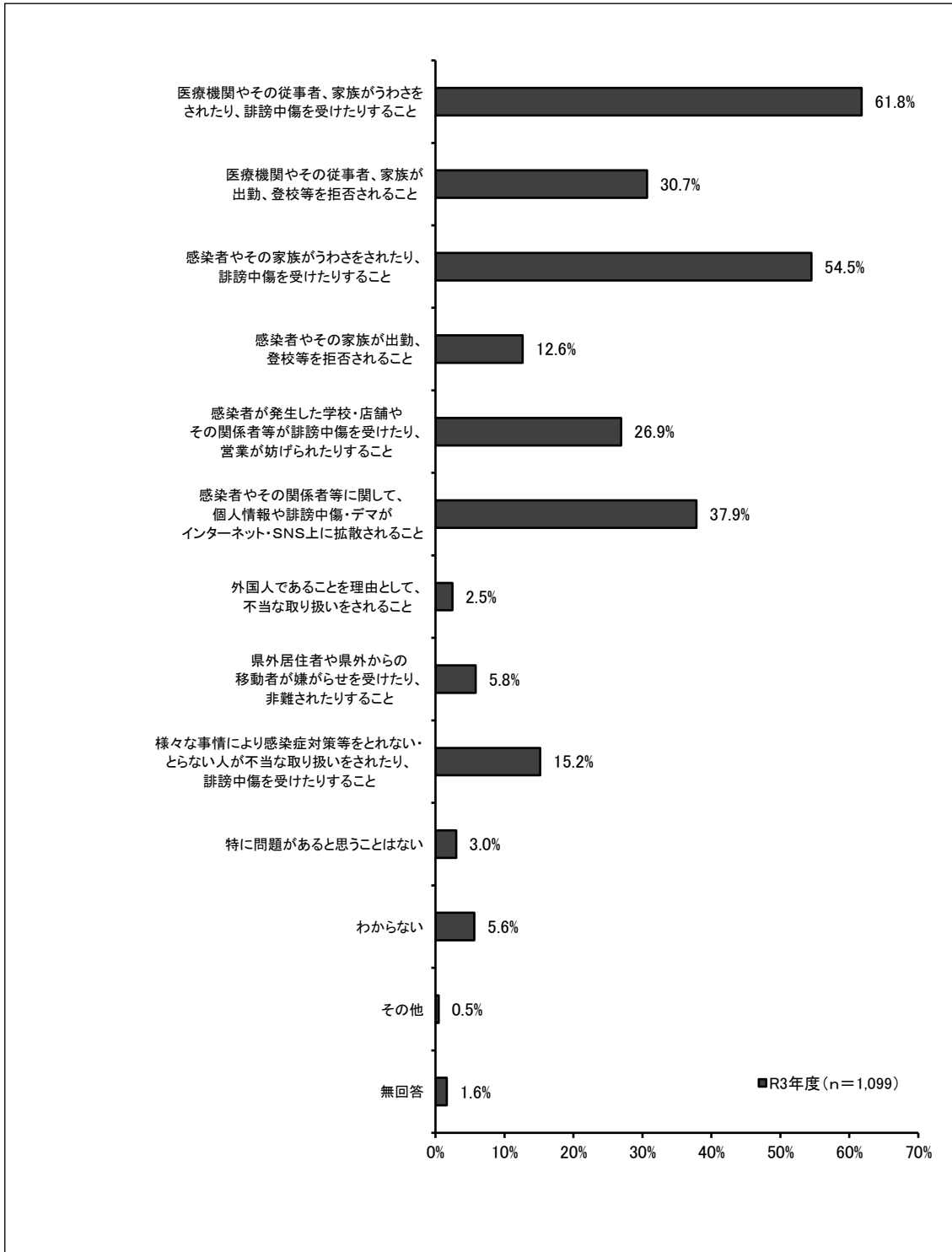
■ 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方

Q あなたの職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。
(今回、新たに設けた質問のため、比較はできない。)



9 刑を終えて出所した人

(1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察*中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職や居住に関する差別をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあり、地域社会の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人が、円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す再犯者の割合を減らしていくことが安全で安心して暮らせる社会づくりにつながります。

そのため、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が、2016年（平成28年）12月に施行されました。

県では、「岐阜県地域生活定着支援センター」*を2010年（平成22年）に設置し、高齢又は障がいのために福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所者や被疑者等の社会復帰の支援を推進していますが、支援に当たり関係機関との連携が必要となっています。

(2) 施策の方向

刑を終えた人、保護観察中の人たちが地域社会の一員として明るい生活を営むためには、本人の意欲はもとより、行政機関の働きかけだけでなく、地域社会の理解と協力による支援が重要となります。

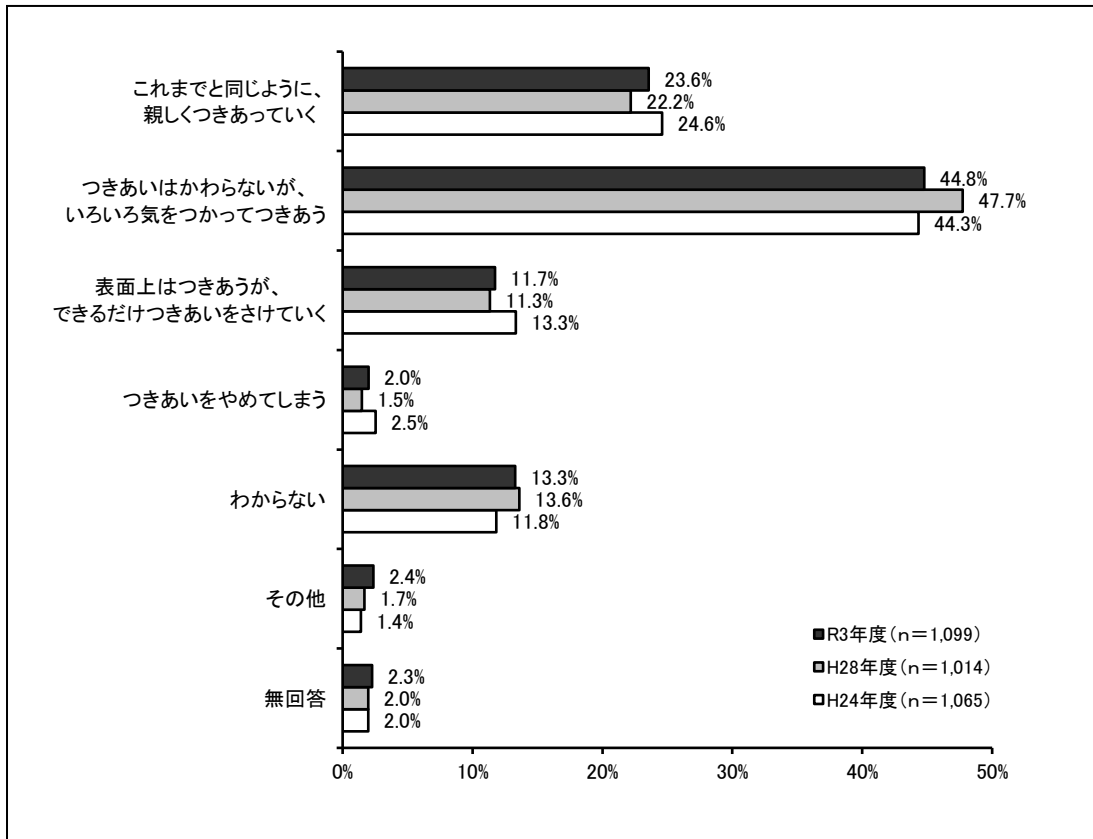
偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、関係機関・団体との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」*等の啓発活動を推進します。

罪を犯した人が円滑に社会に復帰することができるよう、国、地方公共団体及び民間団体その他の関係者と連携し、再犯の防止に向けた施策を推進します。

なお、「岐阜県地域生活定着支援センター」では、高齢又は障がいを有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関と連携して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整え、望まない孤立や孤独のない地域社会づくりに取り組みます。

■ 日頃親しくしている人が、刑を終えて出所した人だとわかったときの対応

Q 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。あなたのお気持ちにいちばん近いものを1つだけ選んで○をつけてください。



10 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法」を2004年（平成16年）に制定しました。

また、2005年（平成17年）には、犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ、計画期間を5年とする「犯罪被害者等基本計画」を策定し、その後、犯罪被害者給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設、刑事手続きへの被害者参加制度の導入等、犯罪被害者等施策を着実に進めてきました。

しかしながら、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな充実した支援が必要であるとして、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を図るため、2021年（令和3年）に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その重点課題は次のとおりです。

- ・ 損害回復・経済的支援等への取組
- ・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ・ 刑事手続きへの関与拡充への取組
- ・ 支援等のための体制整備への取組
- ・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

このような状況を踏まえ、本県としても犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「岐阜県犯罪被害者等支援条例」を制定しました（令和3年4月1日施行）。

また、条例第9条に基づき、県が目指す犯罪被害者等への支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、県の支援や施策等を総合的かつ体系的にまとめた「岐阜県犯罪被害者等支援計画」を策定しました（令和4年4月1日施行）。

(2) 施策の方向

社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が安全に安心して暮らせる地域づくりのため、次の3つの方向性に沿って、国、市町村、関係団体等と連携・協力して取組を進めます。

- ・途切れない支援を実現する体制の整備
- ・犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
- ・犯罪被害者等を支える社会の形成

1) 途切れない支援を実現する体制の整備

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害の状況・原因、置かれた状況等によって多岐にわたるため、必要なときに必要な場所で支援が受けられるよう体制を整備していきます。具体的には支援調整会議や犯罪被害者等支援コーディネーターの設置、各種相談窓口の運営等を行います。

2) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

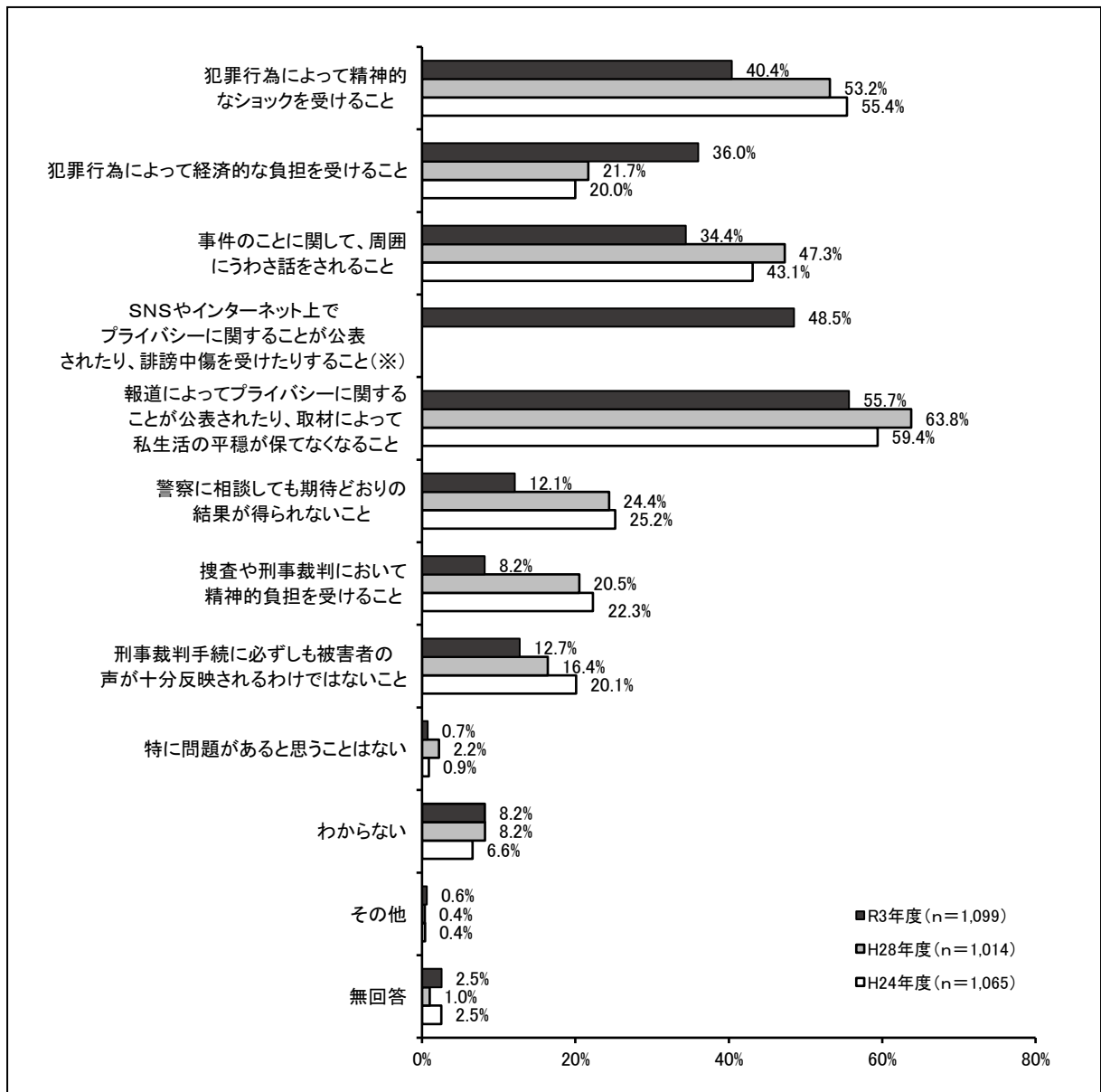
犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、犯罪被害がもたらす経済的負担を軽減するため、各種経済的支援制度の充実を図っていきます。具体的には、転居費用や再提訴費用の助成などの経済的支援や、安定した住居の確保、就労支援等を行うとともに、早期援助団体による付き添い支援など、精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組を進めます。

3) 犯罪被害者等を支える社会の形成

犯罪被害者等が犯罪により受けた心身への直接的被害から回復できるよう支援するだけでなく、その負担を軽減し、二次的被害の防止を図っていくとともに、再び被害を受けることのないよう防止対策を行っていきます。具体的には各種媒体を通じた広報啓発活動や、学校における犯罪の未然防止の取組みの推進、犯罪被害者等支援人材研修等を実施します。

■ 犯罪被害者とその家族の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



※今回新たに追加した選択肢

11 性的指向*、性自認*を理由とする偏見・差別を受ける人

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向の人や生物学的な性と自己意識の性（からだの性とところの性）が一致しない人（以後「性的少数者」という。）は、それらを理由として、偏見・差別や性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題に苦しんでいます。

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、例えば、法制度上の様々な制約や地域社会での差別待遇があるなど、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

からだの性と心の性が一致しない性自認の異なる人であって、性別適合手術を受けたなど一定の条件を満たす場合には、2004年（平成16年）に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となっています。

しかしながら、医学的な理由など様々な理由で手術が受けられない人や、手術を求めない人も存在し、戸籍上の性別の変更の有無にかかわらず対応が求められています。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、性的少数者が、「世間から誤解又は偏見の目で見られること」や「嫌がらせを受けたり蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」などに問題があるととらえています。

このため性的少数者に関する理解を深める教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

(2) 施策の方向

世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないということや、異性愛が当たり前という、心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、県では、性的少数者について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

1) 正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発

性的少数者であることを表明されている当事者の方や民間団体等と連携し、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布を行い、地域社会や企業、行政関係者をはじめとして、性の多様性について正しい理解が広まるよう、県民へ啓発を行います。

また、文部科学省が作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の手引きを活用して、教職員が正しく理解し、適切に対応できるような研修を行います。

2) 安心して暮らせる環境づくり

性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、当事者等が安心して暮らせるよう環境づくりに取り組みます。

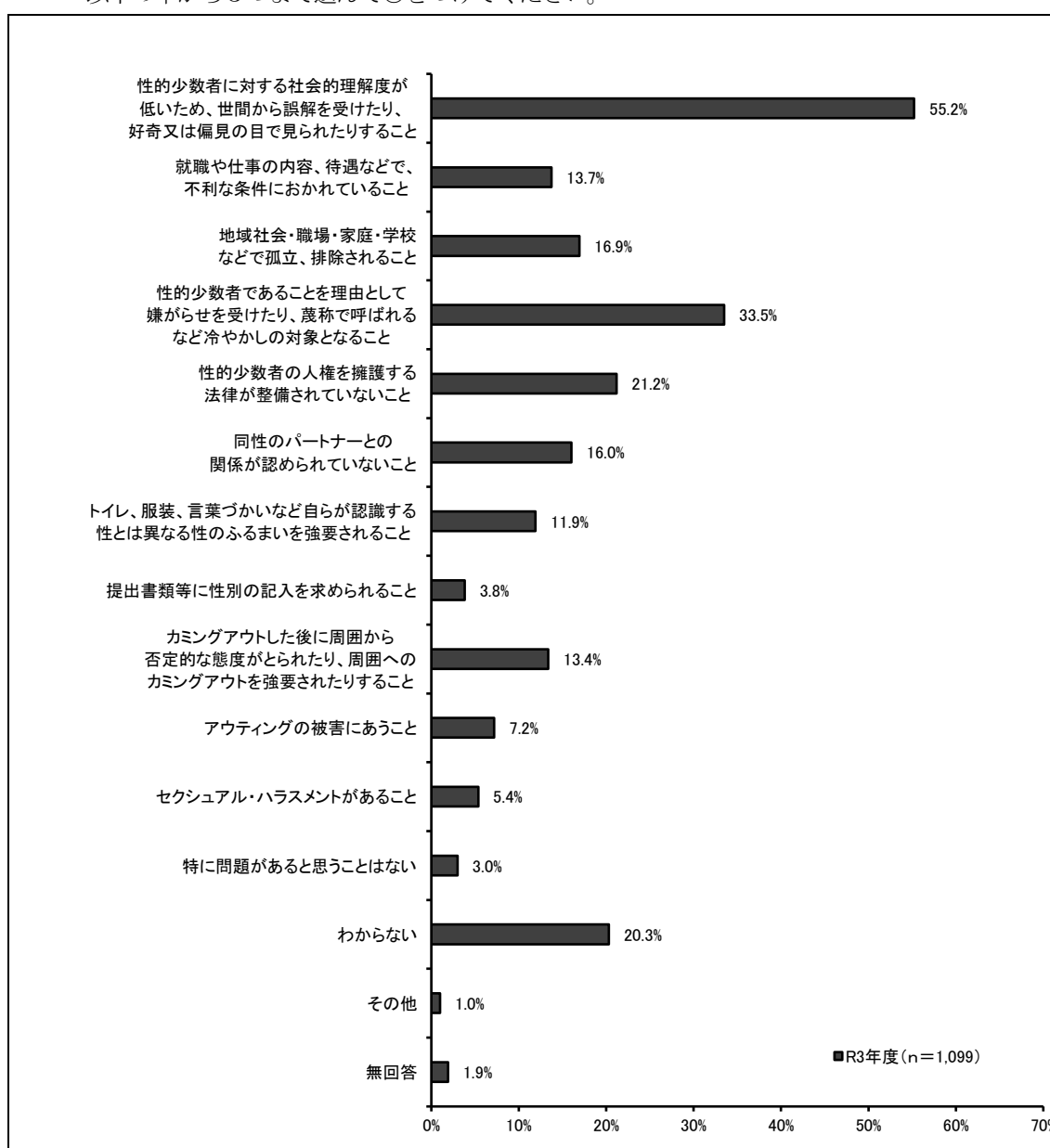
3) 偏見・差別の解消を目指した広報・啓発

性的少数者に対する差別や偏見の具体的な事例、必要となる具体的な配慮の実例等を調査し、これらを広報することで、偏見・差別の解消に向けた啓発を行います。

■ 多様な性的指向や性自認を持つ人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 性的少数者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

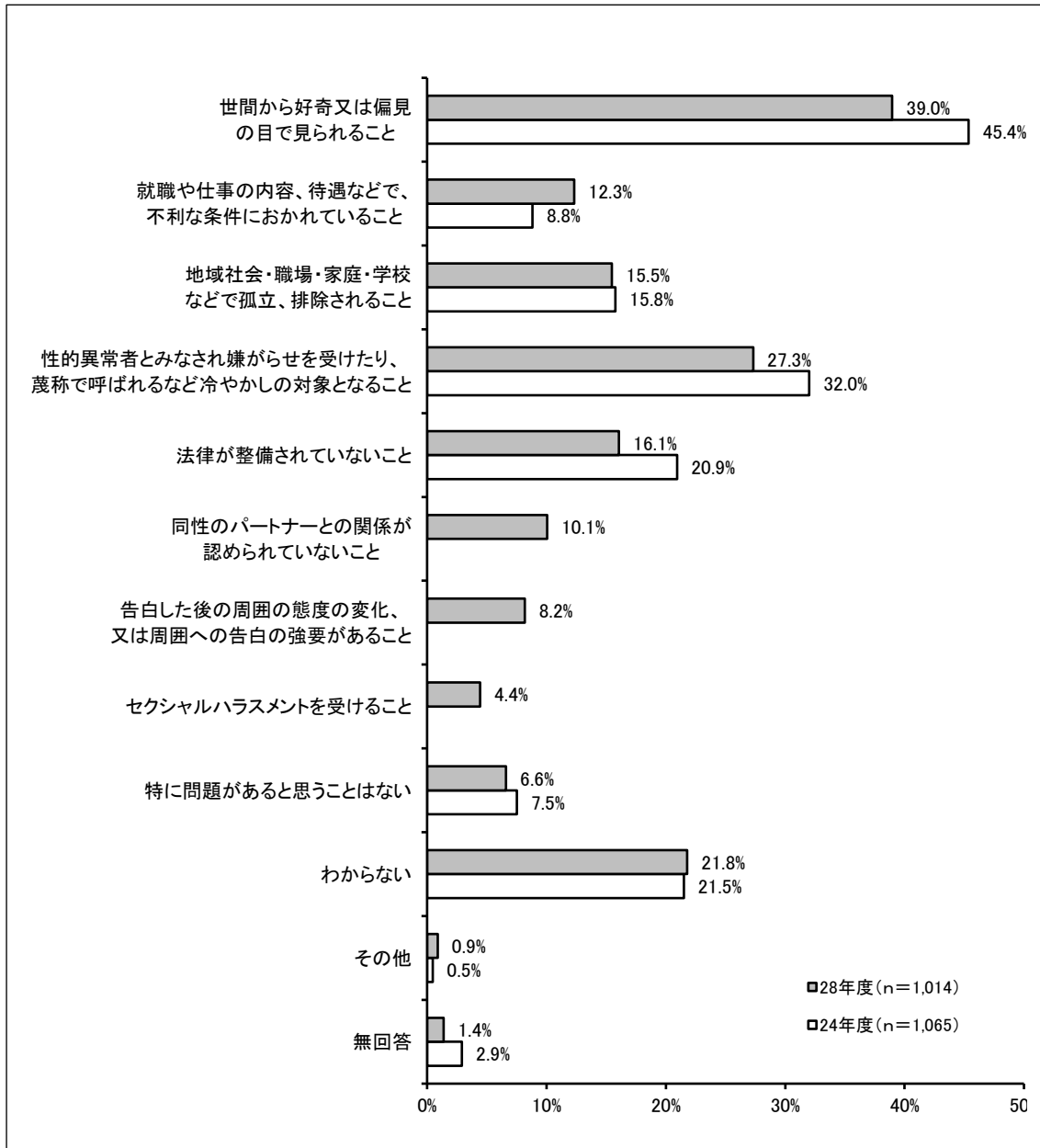
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



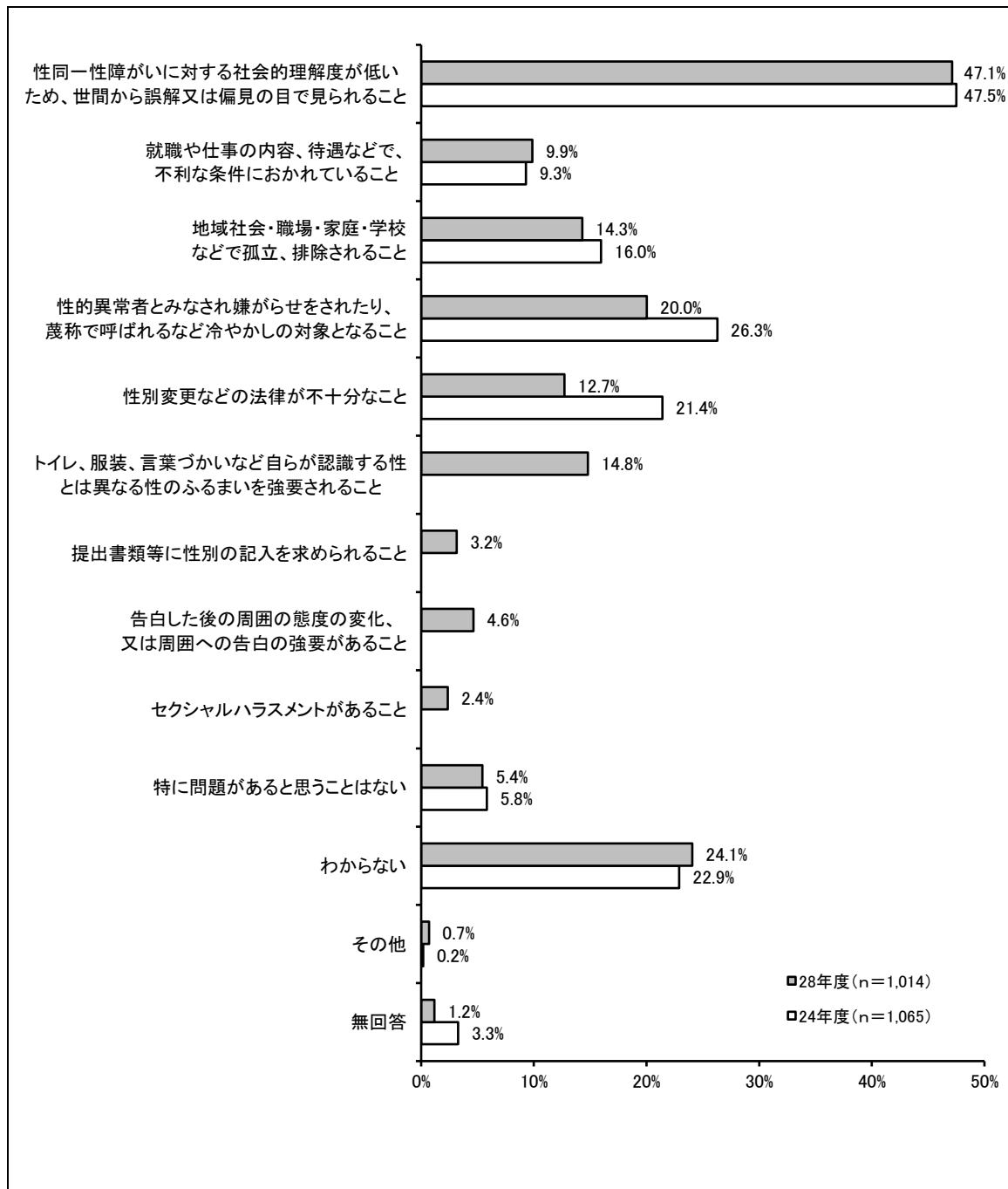
注：前回調査「性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと」と「性自認の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと」を統合したため、比較ができない。

【参考 前回・前々回調査】

Q 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



Q 性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



12 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対して、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。

また、2016年（平成28年）4月14日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要配慮者への対応が必要なことが改めて認識されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、大規模災害が起きた場合、多くの県民が「避難生活でプライバシーが守られないこと」（64.2%）、「要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して配慮が不十分」（49.5%）及び「避難生活の長期化による嫌がらせやいさかい」（44.7%）の問題が起きるととらえています。

災害時に、被災者特に要配慮者の人権をいかに確保していくか、平常時から考えておくことが重要になります

(2) 施策の方向

1) 災害時における要配慮者の視点を踏まえた災害被災者の人権を尊重する啓発活動

県では、熊本地震の教訓を基に、2017年（平成29年）3月に「岐阜県避難所運営ガイドライン」を改訂し、避難所生活等における高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等への配慮を踏まえた対応及び避難所運営への女性の積極的な参画等を位置付け、災害時における人権確保の取組を進めています。

なお、高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する方（避難行動要支援者）をあらかじめ確認しておき災害発生の際に、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう市町村が行う避難支援体制づくりの支援を行っています。

避難行動要支援者として把握していない者であっても、家族が勤務で不在などの際には、地域で支援を行っていくよう働きかけます。

2) 震災等の災害に起因する偏見・差別の防止や避難者への配慮

多様な方が避難する避難所では、避難者全員がお互いに配慮しあい、安心して生活できる環境の整備が必要です。プライバシー確保のための間仕切りによる居住スペースの設置や、不安や悩み、暴力等に関する相談窓口の設置など、避難所の生活環境の確保や高齢者、障がい者、女性などの要配慮者に配慮した避難所運営の取組を進めています。

また、被災児童・生徒が通う学校においては、個別面談、保護者への連絡等により、当該児童・生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか

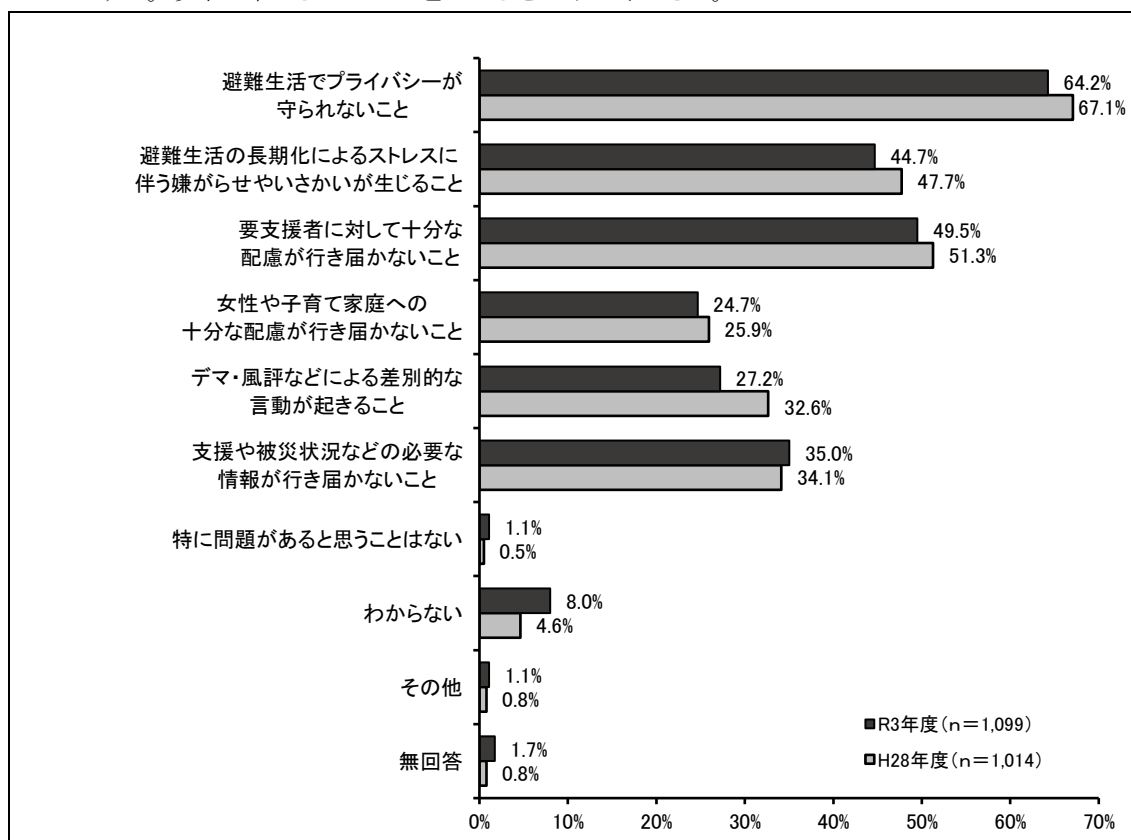
等について早期に把握に努めます。

いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報を共有し、いじめの事実の有無の確認や被害者への支援等の対応を図っていきます。

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

■ 災害時の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



13 その他

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在します。

高度情報化社会の中で、業務上知り得た個人情報をも不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取組を行っていきます。

1) 働く人

働く人の人権課題として、1999年（平成11年）4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラ^{*}に係る規定が創設され、2007年（平成19年）4月に施行された同改正法では、セクハラ防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

2014年（平成26年）7月に施行された同改正法の規定に関する「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

2016年（平成28年）3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント^{*}防止措置義務が新設され、マタハラ^{*}に関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が2012年（平成24年）1月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワハラとは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

厚生労働省が2021年度（令和3年度）に実施した「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が86,034件と相談内容別の中で最も多く、10年連続で最多の項目となっています。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなどが大きな問題となるなか、時間外労働の上限規制などの働き方改革^{*}関連法が2019年（平成31年）4月から順次施行されました。事業主、労働者がそれぞれの立場から、一人ひとりの人権を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

ハラスメントや働き方改革、その他労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切であり、経済団体と協働しての働き方改革セミナーの開催、企業等による職場での相談窓口の設置や研修実施など、職場での取組を促進することにより、働く人の人権に配慮した職場づくりの啓発を進めていきます。

2) ホームレス

2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）」が10年間の時限立法として施行され、2012年（平成24年）6月に法の有効期限を5年間、2017年（平成29年）6月に更に10年間延長する改正がなされました。

この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの人権等に関する問題の解決に資することを目的としています。

国においては、法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な方針を地方公共団体等に対し明示し、地域社会におけるホームレス問題の解決が図られるよう、2003年（平成15年）7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しましたが、2018年（平成30年）7月にはホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等、ホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな基本方針が策定されています。

2022年（令和4年）1月に国が全国一斉に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、ホームレス数は全国3,448人、県内4人となっています。

県では、引き続き県内関係市町村と連携を図り、生活相談等を実施していきます。

3) アイヌの人々

国連は、1990年（平成2年）の総会で、1993年（平成5年）の1年間を「世界の先住民の国際年」と宣言しました。この宣言は、先住民が直面している諸問題の解決のために、各国が国際協力をすることを目的としています。

我が国においても「世界の先住民の国際年」を迎えるにあたって、北海道に居住しているアイヌの人々についての関心が高まりました。

また、1997年（平成9年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」という。）が施行されました。この法律は、アイヌ文化の伝統及び文化について正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目指しています。

2007年（平成19年）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、2008年（平成20年）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択され、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

2009年（平成21年）に出された懇談会の報告書では、先住民族という認識に基づく政策展開、アイヌのアイデンティティの尊重、アイヌ文化の振興、教育・啓発による国民の理解の促進等が提言されました。

2019年（令和元年）には、「アイヌ文化振興法」に代わり、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた幅広い施策を実施することとされました。

県においても、アイヌの人々への差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、アイヌの人々の伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動と人権学習を推進していきます。

4) 北朝鮮当局による拉致問題

2002年（平成14年）9月、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は、永年否定していた日本人拉致を初めて認め謝罪し、同年10月、北朝鮮当局によって拉致された被害者のうち5人について24年ぶりの帰国が実現しました。そして、2004年（平成16年）5月には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。現在、日本政府は拉致被害者として上記5名を含む17名を認定しています。

しかし、帰国した5名以外の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否は不明のままとなっています。

さらに、北朝鮮により拉致された可能性を排除できないとして、行方不明の871名（2023年（令和5年）3月現在、警察庁ウェブサイトによる）に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査が続けられています。

国は、2006年（平成18年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

今後も、継続して人権啓発等において啓発に努めていきます。

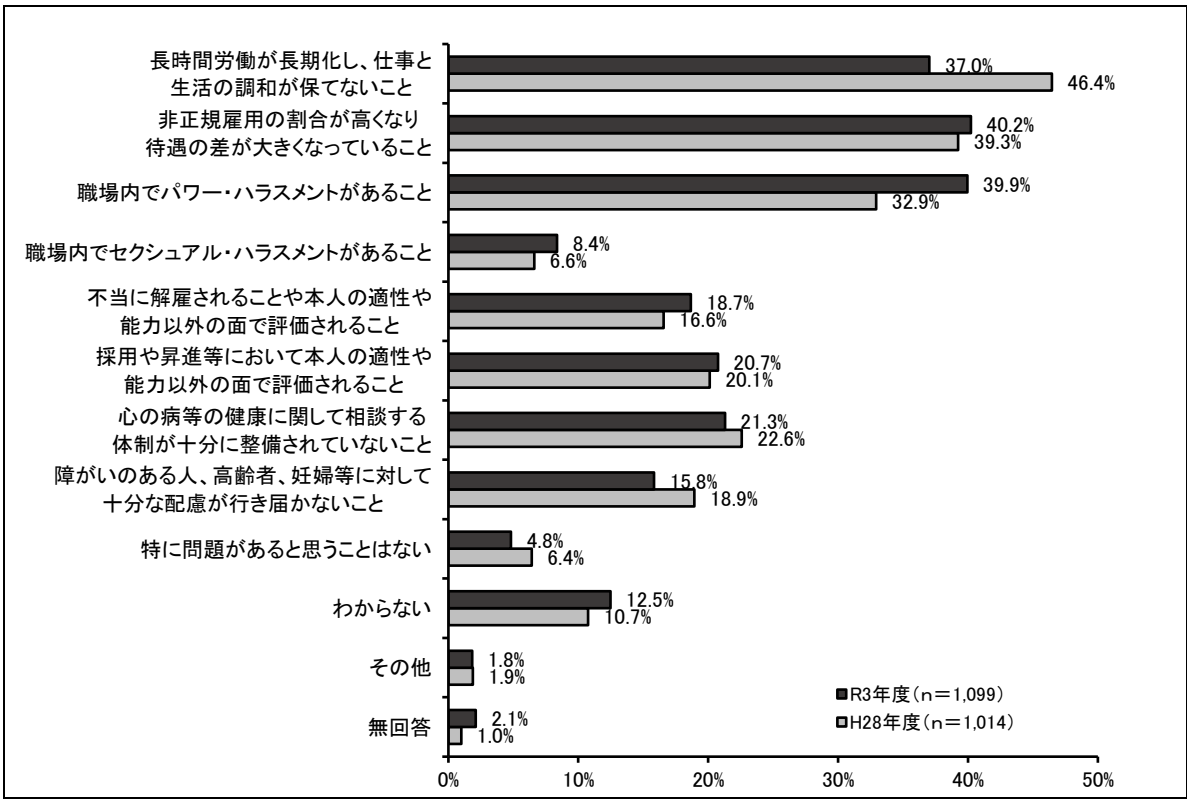
5) 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

県としては、その取締りを徹底し、被害者を発見した場合は適切な保護措置を講じ、被害者の支援を行っています。

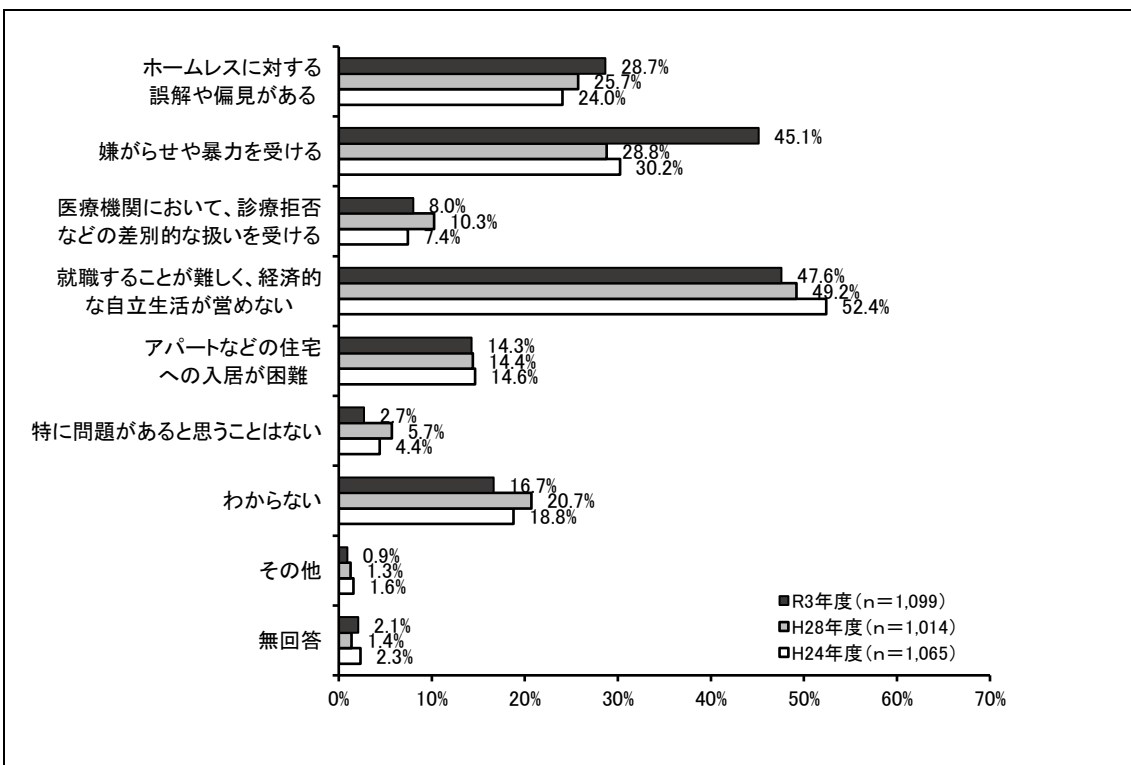
■ 職場での人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 職場での人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



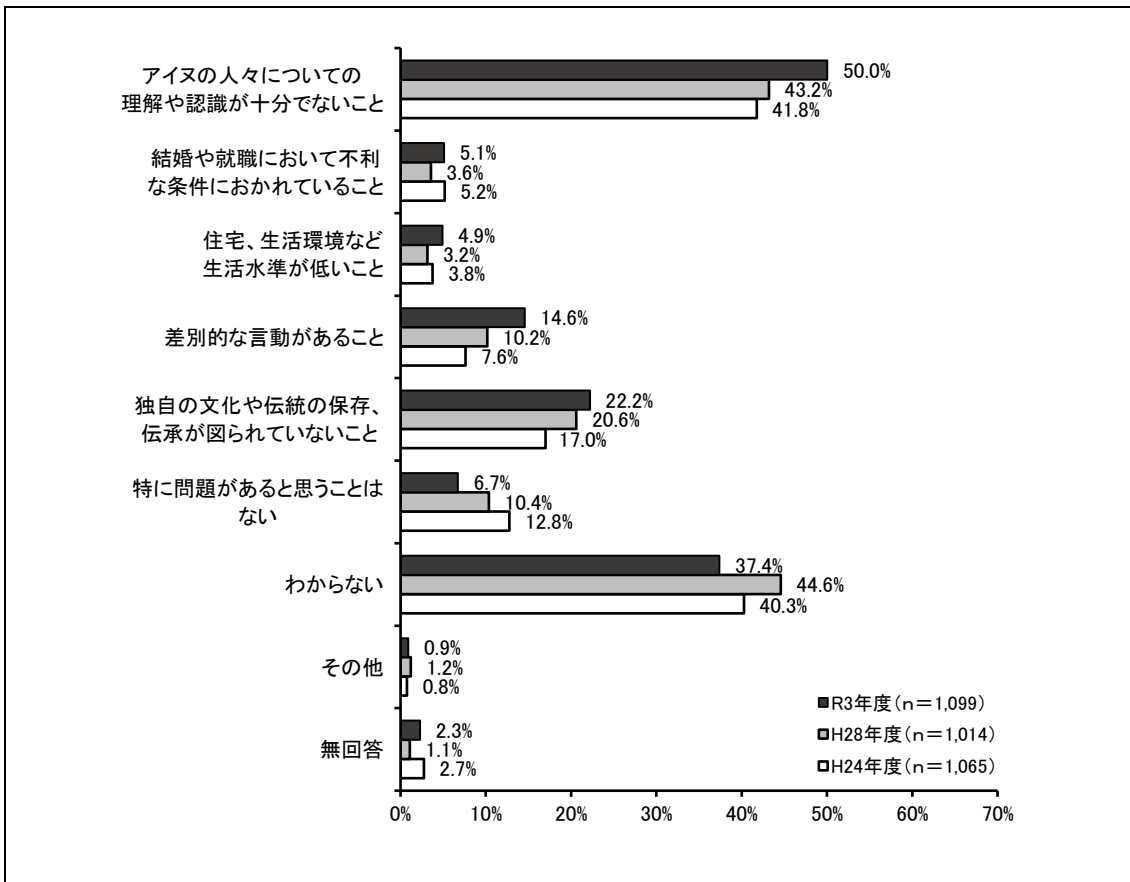
■ ホームレスの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ アイヌの人々の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q アイヌの人々の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ 個人情報の問題で、特に問題があると思うこと

Q 個人のプライバシーに関して、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。

以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

